

地名 散歩

第105回 都の字は「当て字地名」に好まれる

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「大阪都構想」の是非をめぐって令和2年(2020)11月1日に住民投票が行われ、僅差で否決された。大阪府と大阪市の「二重行政」を解消するために大阪市を廃止して東京都のように市レベルの特別区を4つ設けるという提案であったが、二重行政はともかく国の中に「都」が2つあっていいのかという素朴な疑問も湧いてくる。ちなみに都という字を手元の漢和辞典で引くと、その第一義は「天子の宮城のある地」だ。転じて「諸侯の居城のある地」とあるので、大阪都が実現するならこちらの方だろうか。そういえば県庁所在地のことを県都と称することもある。

そもそも大阪市は市域が225.30平方キロと狭い。これは東京都区部(627.57平方キロ)の3分の1強、横浜市(437.56平方キロ)の約

半分、名古屋市(326.50平方キロ)の3分の2弱という面積で、全国に20ある政令指定都市の中でも17番目という狭さだ。もし「都」と名乗るにふさわしい一体性をもった大都市に変貌させるなら、大阪市に接する市をすべて編入するぐらいで初めてスケールメリットを發揮できるのではないだろうか。ために大阪市の北に位置する豊中市から時計回りに吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市と、隣接している市をすべて合わせれば625.91平方キロと、奇しくも東京都23区とほぼ同じ面積となる。人口も570.4万人(令和2年10月1日推計)と東京都区部に対抗する大都市にふさわしい規模だ。もちろん机上の空論ではあるが、

それはともかく、「都」の唯一の先輩である東



東京がまだ都でなかった頃の東京府庁舎と東京市役所(左上)。有楽町駅すぐ近くの現在東京国際フォーラムのある場所である。1:10,000「日本橋」大正8年(1919)鉄道補入



福岡県東部に今も健在な京都(みやこ)郡。景行天皇の行宮に由来するという古代からの由緒ある郡名。左下あたりは現みやこ町。1:200,000「福岡」昭和34年(1959)修正

京都が昭和18年(1943)7月1日に発足する以前には、現在の大阪と同様に東京府と東京市があった。平成3年(1991)に新宿に移転する前まで都庁があった現丸の内(有楽町駅の北側)に東京府庁舎と東京市役所が隣接していたのである。

東京都が誕生したのは太平洋戦争中で、政治も経済も一般の暮らしもすべてが非常時の体制であった。ちなみにこの時の行政区(現在のような特別区ではない)は現在よりはるかに多い35である。それが戦後の昭和22年(1947)に都心部の区を中心に合併が行われて現在の23区となった。

さて、行政区画ではなくて「都」の文字を用いた地名はかなり多く、件の大阪市にも北東部に都島区がある。昭和18年(1943)に北区・旭区から分割して発足した区だが、市域に入るずっと以前の明治30年(1897)までこの地にあった都島村の復活使用だろう。村は明治22年(1889)の町村制施行によるもので、5村の合併で新しく命名された。難波宮(ミヤ)に向いている(コウ)島、つまり大川の中洲に由来するらしい。

1文字で「都」という地名も全国に少数ながら点在している。北海道千歳市都は旧市街地の北に位置する農村地帯で、正式な字名となった昭和26年(1951)からであるが、『角川日本地名大辞典』によれば、「明治42、3年頃入地した人々が都のような土地にしようと願って命名」したという。埼玉県滑川町の都も昭和27年からの新しい地名で、宮前村と唐子村のそれぞれ一部であったことから両者より宮と子の字を合わせ、「住めば都」にちなんだものだ。今は苦しいけれど、将来は都のように発展させようとする住民の夢が都の字に込められている。

このように好まれる字であるため、本来の字義に関係なく当て字として「みやこ」や

「つ」、「と」の音に当てられたものも珍しくない。事例はかなり多いので駅名で探してみると、たとえば浜松市北区、天竜浜名湖鉄道都田駅のある都田という地名は平安時代に「京田」の表記で登場し、平安末期には都田の字に変わっている(由来は不詳)。福島県を走るJR磐越西線には関都駅(猪苗代町)と山都駅(喜多方市)の2か所あり、前者は明治8年(1875)に関脇村と都沢村が合併した際に頭文字を合わせた関都村に由来し、後者もやはり同年の合併で誕生した山都村にちなむ。

ただしこちらは耶麻郡の木曾村・広野村・三ツ山新田・館原村が合併したもので、山都は『市町村名語源辞典』(溝手理太郎編)によれば「耶麻郡に属することに、日本の雅称をいい懸けた新命名」という。合併の際にこのような由来で全国に「大和村」がいくつも発生したが、それらとは少し違うものを求めた結果だろうか。いずれにせよ「都」を良きものとして扱っている。

当て字ではなくて本当にミヤコに由来するとされる地名に福岡県の京都郡がある。振り仮名がなければ「きょうとぐん」と読まれてしまいそうだが、古代からの由緒ある郡名だ。和名類聚抄にももちろん載っており「美夜古」の訓が示されているからミヤコと読んだのは間違いない。前出『角川』によれば、『日本書紀』の景行天皇12年条で「天皇が筑紫に到り豊前国長峽県に行宮を営んで住んだので、この地を京と名付けたという」としている。一時的な滞在とはいえ「都」になった建前だが、いずれにせよ霞のかかったような時代であるから、おそらくは後付けの伝承だろう。

そのように由緒正しい郡名であるが、京都郡内の犀川町・豊津町・勝山町が平成18年(2006)に合併して誕生したのは平仮名の「みやこ町」。やはり「きょうとぐん」と誤読され続けた住民の総意だろうか。少し残念ではある。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.767
2020 December



表紙写真

「寒の夕焼け」

第35回写真コンクール
70周年賞(シニア)
権名 弘●神奈川会

葉山海岸からの富士山は、海の上に屹立して見える。朝焼け夕焼け満月下の表情に恋慕し、雲の形象と色彩に胸をときめかされている。広角レンズで撮ると北斎の「神奈川沖浪裏」の様に、富士山は遥かに小さくなった。

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 土地家屋調査士制度制定70周年記念メッセージ
土地家屋調査士の明るい未来へ
弁護士 山崎 司平
- 04 **令和2年を振り返って**
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 伊藤 直樹
- 06 **令和2年度 第1回全国会長会議**
- 11 **令和元年～2年度研究所研究中間報告**
研究テーマ1
- 17 事務局紹介
静岡会/岩手会/山口会/熊本会/函館会
- 22 第36回写真コンクール作品募集
- 24 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.82
宮城会/奈良会
- 27 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!
- 30 令和3年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 31 会長レポート
- 33 会務日誌
- 35 政治連盟 我々世代の役割
- 36 調査士カルテ Map通信
法令遵守地図機能そして今後の課題
- 37 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム
調査士カルテ Map
- 38 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 39 土地家屋調査士賠償責任保険募集中
- 40 ちょうさし俳壇
- 41 令和2年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 42 ネットワーク50
山口会
- 43 編集だより

土地家屋調査士制度制定 70 周年記念メッセージ

土地家屋調査士制度制定 70 周年を記念しましてお世話になりました方々からのメッセージを賜りましたので、ご紹介させていただきます。

土地家屋調査士の明るい未来へ



弁護士 山崎 司平

1 はじめにー土地家屋調査士法の成立

長野県土地家屋調査士会は「土地家屋調査士制度発祥の地」を自負されているが、後に福井県選出の衆議院議員として活躍された植木庚子郎氏が、昭和3年に松本税務署長であったときに税務署から囑託を受けた「調査員」を集めたのが、土地家屋調査士制度の始まりとされている。土地家屋調査士法は議員立法により昭和25年7月31日法律第228号として成立した。土地家屋調査士の業務の適正を図ることを法の目的とはしていたが、正確な課税のためには土地の広さや建物の大きさが正しいものである必要があり、「調査員」という制度の沿革からも登記簿における不動産の表示の正確さを確保することが底意であったといえよう。

2 昭和54年の法改正と令和元年の法改正

土地家屋調査士制度の目的は、成立時の「土地家屋調査士の業務の適正を図ること」から、昭和54年の法改正によって「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与すること」とされた。土地家屋調査士が見つめるべきであるのは、課税当局から主権者たる国民に大きく方向転換された、といえよう。

私は、東京土地家屋調査士会が境界紛争解決センターの開設準備をされていた平成14年から20年近くに亘って、土地家屋調査士の方々の活躍ぶりを眺めてきた。この間、土地家屋調査士の方々がその後の制度改正による筆界特定への関与や、前記の境界ADRの運営、近時の日本を襲う大災害の関係の業務等々、業務を拡大され続けていることに刮目させられていた。この業務拡大の大きな波をとらえて、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」(令和元年法律第29号)は、土地家屋調査士

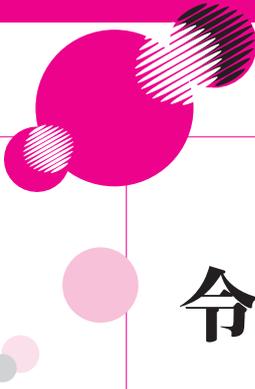
法の第1条を「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」と改正した。土地家屋調査士が表示登記と筆界業務の「専門家」として「国民生活の安定と向上に資すること」を「使命」とすると明記され、制度成立70周年の令和2年8月1日に施行されたことは誠にめでたい。

3 法律家としてのフィルター

私は、弁護士生活2年目の終わりに、訴訟上の和解の協議の場に、自分でも無理筋と考えてはいたが依頼者の主張にひきづられた和解案を持って行ったことがある。部総括判事が担当であった。申し訳ないことに名前も姿・形も覚えていないが、裁判官は「君も弁護士なんだから、法律家のフィルターを通した案を持ってこい！」と30歳前の若者であった私をこっぴどく叱責された。私は目が覚める思いを抱いたのであった。

4 専門家としてのフィルター

今回の民法改正は債権法を大きく改正したが、専門家の在り方を規定していると考えられる請負に関する民法636条は、表現は修正されたが改正前と同趣旨の規定を置いている。つまり、請負人は、注文主の供した材料や与えた指示が不適切なときは、大事な顧客に対して顧客が間違っていると告げなくてはならない。土地家屋調査士も今後は「専門家」として、依頼主に媚びること無く、顧客を指導していくことが望まれる。これが土地家屋調査士の明るい未来への道であろう。



令和2年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 伊藤 直樹

会員の皆さんにおかれましては、平素より連合会を注視いただき、誠にありがとうございます。

早速ながらこの1年。話題の内、過半はコロナ禍でした。それは、隣人と立ち会うことが必須の、私達の日々の確定測量時において、対面は省略ならないかという課題を突き付けられた1年とも、受け止めています。

制度の周年において

そして土地基本法改正条項の中に、境界立会責務がうたわれ、相隣関係の民法の規定が双方の境界範囲の確認又は所有権界の合意について、直近の国会上册を迎える状況下で、非対面が新しい生活様式のキーワードとして浮上してきました。

唐突な書き出しではありますが、今年は、これまでの幾つもの常識が反転した1年であったと感じています。

非対面、ODR

ADR、調停申立ての実績がなかなか聴こえてきません。所管させていただいている社会事業部、ADRセンターでは、これまで、全国50会の認証に視点が集まるものの、実際の紛争解決の成果は積み上げられていないのが実情です。認証を得ているか否かにかかわらず、ADR認定土地家屋調査士による弁護士との協働申立ては毎年数件あるかないか。

他士業に先駆けて、裁判外紛争解決こそ境界立会不調の特効薬かのような宣伝に走った15年前、全国から1,500名もの受講生が秋葉原のダイヒル会場にて夢を語りました。しかし、令和2年第15回の特別研修受講者は108名と激減し、400余の例年の合格者が開業早々に考査を受けようという機運が消え掛かっています。

ADR認定土地家屋調査士の活用は、法の中に組み入れていただいた以上は、自らで開拓していかなければなりません。

非対面は一つの打開策の糸口かもしれません。例えば、遠隔地に土地を所有される方が増えています。故郷の実家を相続しても、東京で今やマンション暮らしをしていたとすれば、福岡の地権者Aと東京在住のBは、いずれかのADRセンターを介して、画像、スカイプ等を用いる非対面相談・調停で境界を立会い、筆界を確認することができる。既に閣議決定もされてきた裁判手続のIT化は、新政権が重きを置こうとするデジタル化を司法においても具体的な展開をみることになるでしょう。

全国のセンターと単位会。そして連合会のODR連携を始めてまいりましょう。ADR認定土地家屋調査士が活躍できる場面を創造していきます。

新・業務取扱要領へ

令和2年度中に全国に内容が伝えられ、先に8月1日の法改正施行によって懲戒権者を法務大臣に変更されたことを受け、私たちの業務処理において、準拠する新しい要領が登場します。

全く新鮮に、仕事の原典として零から読み込んでいただくこととなります。少々感傷的なコメントを記させていただきますが、これまでの調査・測量実施要領なる旧原典は姿を消すこととなります。

地元話で大変恐縮ではありますが、昭和40年代に愛知会が創刊したいわゆる調測要領が、昭和50年代に連合会版として採用され、平成17年2月1日発の第6版要領に至るまで、正式なバイブルとして本年7月末まで全国過半の単位会において会則上に遵守条項とされてきました。8月の法改正以降は経過措置が働いて、各土地家屋調査士会ごとに定める加工した

要領や第6版は、新・業務取扱要領の全面施行(令和3年6月1日予定)によって、事実上廃版となります。

愛知会長を兼務する立場で、実はこの要領で地元での起草に大なる寄与をされていた清水正明氏がこの要領移行の話題の中で、本年9月末に退会されたことが、本件に関して自身の一番寂しい受け止めです。

加えて、組織で決定した移行です。全国にローカルルールを置くことを、基本、認めてはいません。新・業務取扱要領を学ばずして、明日からの仕事はできないことをご案内いたします。

制度制定70周年シンポジウム

令和2年10月26日(月)。東京都千代田区有楽町の東京国際フォーラムを会場に、連合会が主催する70周年記念シンポジウムを開催いたしました。その一つのテーマとして、狭あい道路解消が取り上げられました。私たちが誇りに思う、唯一の土地家屋調査士で国会議員でもあられる豊田俊郎氏による講演や、国土交通省住宅局担当者等から、本件について発表がされ、特に私たちに間接的である狭あい道路又は細街路と呼ばれる防災上問題ある接道宅地の解消をすることを全国発表したことには、とても大きな意義がありました。

一つの反省として、法第3条業務という専管独占業務を行ってきたことは、表示登記行政の担い手として、当然これも社会貢献として行ってきたと考えます。しかし、広義に考えるならば、国民にとって、不動産は特に土地と関わるあらゆることについて、国家資格者としてこれまでもっと出来た事はあるのではないのでしょうか。

決して報酬が伴わなくとも、土地に関係する全ての問題に対し私たちは、仕事のズームを拡げていく必要があります。

台風15号の災害支援

昨秋、千葉会では、延べ300名以上の会員さんが、住家の被害認定調査に出動されました。県下50有余の市町村と災害協定を締結されていたことにより要請を受けたものと伺っています。全国でも同様の協定締結がされていますが、特に今回、千葉県内の風害による屋根の惨状は、内閣府の罹災証明発行の基準では「半壊」にならないとされていました。その後、一軒当たり30万円の支給を国が特別に認めたことを受け、本年3月30日付けで、内閣府(防災担当)は、

罹災証明書の様式を統一化しました。

これまで同証明書は、全国の自治体が任意の行為として交付してきたところ、近年の災害多発を受け、各種支援制度の適用の判断を平準化するため、平成25年災害対策基本法の改正時来、この交付そのものは法律上位置づけられた際にも任意様式とされていたものを、5段階の住家被害程度の認定とする統一が図られたのです。

今後、全国でこの住家被害認定を私たちの業界の活動として、必ず取り組むこと、これこそ上述の社会貢献といえるものと思います。

受験者減の歯止め

コロナ禍は、本年10月18日の筆記試験受験者を激減させました。天の徒ら、人類が昨今の自然への甘え過ぎに対し、反省が求められているとしても、この影響は余りに大きいです。

本来、5月に行われる予定であった測量士(補)試験が11月22日に延期されたことによって、土地家屋調査士新受験者は午前課目の受験免除が今年に限って許されなくなりました。令和元年の出願者数5,270人、受験者数4,198人に対して406名の合格者でしたが、推して知るべし、当日の10月18日は、3,000人台です。400名の新人を必要と法務省に判断された段階で、ついに前年の9.67%の合格率は10~11(+ α)%へと下降です。

周知の事実ではありますが、今年限りの2桁率ならばよいのですが、やはり資格試験の合格率は一般の方にとって一つのレッテルです。仕方ないでは済まされないとところまで、受験者が減っていることについて突破口を創れるのは連合会しかないでしょう。

どう思いますか?この年を振り返ってみた5点が未完成・未達成の問題は、どちらかという日頃皆さんが避けてきた事象、話題に取り上げたくない事柄ではないのでしょうか。

しかし、もう逃げてはいられない、逃げているはジリ貧しかない。少なくとも、確信しています。1年2年で、できもしないことを考えていても解決できません。

昨今はやりのAIとかIoTとか、今風のカタカナ用語になじみにくい私たちではなく、もう一度本来の姿に戻って、見つめ直すべきです。

地面に根差した土地家屋調査士本来の仕事を見つめ、そして具体的に実行していくことによって、一つずつ解決してまいりましょう。

令和2年度 第1回全国会長会議

はじめに

令和2年10月27日水曜日、東京ドームホテル「オーロラ」において、令和2年度第1回全国会長会議が開催された。

例年であれば、2日間開催し、懇親会も行われているが、本会議のみの1日開催であった。

開会の言葉の前に、司会の高倉健理事から、本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための説明がされた。



I 開会の言葉

伊藤直樹副会長から開会の挨拶がされた。



III 座長選出

近畿ブロック協議会から滋賀会の沢弘幸会長が選出された。



II 会長挨拶

國吉正和会長から、土地家屋調査士制度制定70周年に関する連合会としての宣言がされ、今後の方針、会則等の改正、研修の充実、土地家屋調査士をめぐる社会情勢、オンライン申請の在り方及び不動産登記法改正等の説明が行われた。



IV 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明

現在取り組んでいる各部等事業の実施状況と今後の取組について各部等からの説明後、各土地家屋調査士会長から質疑を受ける形で会議が進んだ(報告及び説明事項は、主要な項目のみを掲載する。)

一 制度対策本部関係(内野篤常任理事)

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
 - (1) 法制審議会民法・不動産登記法部会(法務省大臣官房司法法制部)への出席
 - (2) 筆界認定の在り方に関する検討会への出席
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進(ADR活用の検討)
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境

- に関する情報の捕捉と適切な対処(準天頂衛星システム(QZSS)「みちびき」活用の検討)
- 4 国際化への対応及び学識者との共同研究(国際地籍シンポジウムへの対応)
 - 5 その他緊急課題への対応(情報収集)

二 総務部関係(山本憲一総務部長)

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
 - ① 会則、諸規程の改正等について
 - ② 会則、諸規程等の改正の検討について(非常事態下における総会の開催方法等)
 - ③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - ① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について
 - ② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」の作成について
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
 - (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項

三 財務部関係(金関圭子財務部長)

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - ① 写真コンクール
 - ② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 ブロック協議会への助成の在り方について
- 4 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保
- 5 役員以外の者に支払う費用等に関する規則(案)及び諸規則の一部改正(案)について

四 業務部関係(原田克明業務部長)

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 「調査・測量実施要領」(現行)に関する事項
現行の調査・測量実施要領(以下「調測要領」という。)については、令和元年12月19日付け日調連発第276号をもって、調測要領(第7版)の運用を正式に停止したことから、調測要領(第6版)を運用している。
 - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度の検討及び指導(筆特活用スキームの啓発と情報収集等)
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導・連絡
 - ① 認定された登記基準点(令和2年度 ※令和2年9月25日現在)
認定：14地区 1級 6点、2級 24点、3級 47点、4級 151点 合計 228点
 - ② 現在までの認定登記基準点数(平成20年から令和2年9月25日現在まで)
認定：251地区 1級 1,822点、2級 459点、3級 1,134点、4級 1,411点 合計4,826点
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
法務省、国土交通省等関係機関との協議を随時行っている。
- 4 土地家屋調査士職務規程の作成
- 5 「(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領の制定」について
- 6 表題部所有者不明土地問題等対応
- 7 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応(調査士カルテ Map システム)
- 8 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応(「官民データ活用推進基本法」の施行に伴った対応)
- 9 オンライン登記申請への対応
- 10 新型コロナウイルス感染症に関する対応
- 11 令和元年度土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査の結果に基づく報酬ガイドの作成について

五 研修部関係(日野智幸研修部長)

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習(CPD)の運用

- ① CPDの運用管理
- ② CPD評価検討委員会の開催
- ③ 測量系CPD協議会連絡会への出席

(2) 令和2年度新人研修の運営・管理・実施

(3) 令和3年度新人研修の計画・管理

(4) 年次研修の計画・管理

(5) eラーニングの拡充・整備と運用

- ① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備
- ② 連合会が企画したコンテンツの制作
- ③ eラーニングアクセス状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集合形式による研修実施が困難であり、その代替としてeラーニングの視聴を案内している土地家屋調査士会もあることから、アクセス数が急増している。

平成25年度

アクセス数4,556件、ユーザー数1,484名

平成26年度

アクセス数4,037件、ユーザー数1,436名

平成27年度

アクセス数12,424件、ユーザー数3,004名

平成28年度

アクセス数12,167件、ユーザー数2,760名

平成29年度

アクセス数15,938件、ユーザー数2,969名

平成30年度

アクセス数10,745件、ユーザー数2,723名

令和元年度

アクセス数8,979件、ユーザー数2,332名

令和2年度

アクセス数9,325件、ユーザー数1,953名(8月末日現在)

(6) 研修体系及び研修の充実の検討

- ① 講師団名簿(冊子)の送付
- ② 諸規則の整備

令和3年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修として新人研修及び年次研修を指定する予定であることから、研修関連規則の見直しを行っている。

③ 研修体系の検討

(7) 研修情報の公開の活用・推進

(8) 研修用教材の作成・運用・更新(年次研修の教材等)

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

- (1) 会報への記事掲載(研修会受講者の体験談等)
- (2) チラシの作成(受講促進)
- (3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

六 広報部関係(山田一博広報部長)

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① 土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動

ア 70周年記念事業等の広報

② ウェブ広報の充実

ア SNSの活用、連合会ウェブサイトの運用
イ ウェブセミナー

③ 広報イベントへの参画

ア こども霞が関見学デー

イ 法の日フェスタ

ウ 伊能図完成200年記念事業

④ 広報ツールの作成及び活用

ア 「地識くん」の新ポーズの作成

イ 連合会のロゴマークの作成

⑤ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

ア 土地家屋調査士法の施行日(昭和25年7月31日)生まれの会員紹介ページの作成

イ 「土地家屋調査士法改正」に関する啓発活動

ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

⑥ 社会貢献事業としての活動

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会

⑦ 受験者の拡大に向けた活動

⑧ 土地家屋調査士白書の作成

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会連携事業としての組織強化

ア 出前授業に関する情報収集

イ 寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケート

ウ 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

② 各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との情報共有

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有
- 3 情報の収集に関する事項
 - (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集
 - (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集
 - (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

七 社会事業部関係(北村秀実社会事業部長)

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項
 - (1) コロナ禍における法務省不動産登記法第14条地図作成作業の進捗状況を始めとする公嘱業務に関する情報の収集及び意見交換について
 - (2) 土地家屋調査士業務の入札及び発注について
 - (3) 入札参加資格における入札区分について
 - (4) 農林水産省との国有農地測量・境界確定促進委託事業について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
 - ① 国土調査法の見直し、第7次国土調査事業十箇年計画への対応
 - ② 国土調査法第19条第5項指定申請の問題点等の整理
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項
 - (1) 狭あい道路(主に幅員4メートルに満たない狭い道路等)解消業務に関する情報収集及び推進について
 - (2) 宅建業界との連携強化
- 4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項
 - (1) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
 - ① ADR 認定土地家屋調査士が行う相談業務(土地家屋調査士法第3条第1項第8号)の強化に向けた方策について
 - ② 所有者不明土地の財産管理人としてADR 認定土地家屋調査士を活用することについて
 - ③ ADR 認定土地家屋調査士の働き場所の拡大について
 - ④ ADR 認定土地家屋調査士及び特別研修の将来的在り方について
 - (2) 土地家屋調査士の司法参加に関する課題対応
 - ① 境界関連訴訟において裁判所の許可を受けることを要しない補佐人として出廷し陳述できる制度の実現に向けて検討することについて
 - ② 訴訟上の土地家屋調査士の活用方について裁判所に説明(提案)できる資料を作成することについて
 - ③ 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
- 5 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- 6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供

八 研究所関係(三田哲矢研究所長)

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
 - (1) 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究
 - (2) 測量技術に関する研究(写真測量の研究等)
 - (3) 土地家屋調査士業務に関する研究(「確定測量」の定義に関する研究等)
 - (4) 土地家屋調査士を取り巻く社会問題に関する研究(所有者不明土地問題等)
- 2 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体等との研究交流
- 3 会長から付託された事項の研究

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係(日野智幸研修部長)

- 1 第15回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
 - (1) 法務大臣の指定
 - (2) 特別研修の実施
 - (3) 実施に係る助成
- 2 第16回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理
 - (1) 実施日程
 - (2) 実施会場

十 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(小野伸秋実行委員長)

- 1 登記制度創造プロジェクト

- 2 シンポジウム・懇親会
 - (1)シンポジウム(令和2年10月26日(月)東京国際フォーラム)
 - (2)懇親会(中止)
- 3 研究論文(執筆依頼)
 - (1)土地法制と土地家屋調査士の使命
 - (2)所有者不明土地問題と土地家屋調査士の役割
 - (3)土地家屋調査士法改正と土地家屋調査士の未来
- 4 各ブロック協議会のシンポジウム等との連携
- 5 記念業務提携(ライカジオシステムズ株式会社との業務提携)
- 6 写真コンクール及びゴルフ大会の記念事業化
- 7 記念グッズの作成について
 - (1)文庫本メモ
 - (2)オリジナルLEDキーリング
 - (3)クリアファイル
 - (4)缶バッジ
 - (5)バックパネル
 - (6)シール
 - (7)スタッフジャンパー
- 8 記念誌の作成
- 9 書籍『建物認定』出版への協力

V 連合会が取り組んでいる事項等の説明

- (1)土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査結果について(山本憲一総務部長)
- (2)土地家屋調査士会助成の在り方について(金関圭子財務部長)
- (3)(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領の設置について(原田克明業務部長)
- (4)(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領に関する説明会の開催について(原田克明業務部長)
- (5)年次研修について(東良憲研修部次長)
- (6)土地家屋調査士ADRセンターにおける電気通信回線を利用した相談及び調停の実施について(北村秀実常任理事)

VI 意見交換・情報交換

意見・情報交換では、ADRの認証時期について、インターンシップについて、寄附講座について、各単位会の会費について、綱紀事件について、単位会の訴訟事件について、単位会事務局へのクレーム対応について、不在者財産管理人制度の利用について及び地域福利増進事業について等、様々な提言や意見・情報交換が行われた。

VII 閉会の言葉

小野伸秋副会長により閉会の辞が述べられ、会議が締め括られた。



おわりに

今回の全国会長会議では、50に及ぶ質疑があったが、その中では特に、(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領についての質疑が多数あった。意見交換・情報交換では、各土地家屋調査士会長の皆様が、間髪を入れずに、時には厳しく、時には和やかに意見交換や議論がされた。私自身今年は、ウェブによる会議が多かったが、集合型の会議の良さを改めて感じた一日となった。

広報員 石瀬正毅(東京会)

令和元年～2年度 研究所研究中間報告

研究テーマ1

歴史的地図・資料に関する研究

研究員 松永宏樹(長野会)、早渡正伸(新潟会)、田原浩之(福島会)

法第25条第2項の研究成果の通常業務への結び付け方に関する研究

研究員 松永 宏樹

動機

土地家屋調査士法第25条第2項に示された「地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習についての研究」は、これまでも、連合会、単体会及びその支部において数多く研究が行われており、とりわけ、平成16年から3年間行われた歴史的資料収集は、連合会の主導によって各土地家屋調査士会で大規模に行われました。その後も研究所では、全国の土地法制に関する研究が引き続き行われ、多くの資料が残されています。その成果は平成27年から平成30年度に行われた「近畿地方の旧公図の成り立ちに関する調査研究」で確認することができますが、この研究には、多くの人と時間がかけられていることが分かります。

そこで今回の私の行う研究では、土地家屋調査士一人一人が通常業務を行う中で、どうかこの研究を進められないかという考えに至りました。

検討の進め方

対象範囲を私が住んでいる長野市に絞り、平成16年から平成18年にかけて長野会が収集し、取りまとめを行った資料を、実際の現場でどのように生かし、利用していくかを考えることに軸を置き、これら既存の資料の他に追加した方がよいものはないかを検討していきたいと考えています。

また、これまでも言われてきていることですが、我々

が通常業務で行った測量成果や検討に使用した資料は、その現場が終わると仕舞われ、地積測量図などの一部を除いて、表には出ないものとなってしまいます。しかし、これらの資料は、次にその現場の隣で測量を行うことになる別の土地家屋調査士も利用することが可能なもので、どのように筆界を特定するに至ったかが分かるようになっていれば、むしろその資料を基に検討してもらった方がバラバラに測量・検討をするよりも良い成果が出るものと思います。

今回私が行う研究も、土地家屋調査士一人一人が法第25条第2項に関する研究を自分のことと考えてもらい、大勢が参加して、少しずつでも前進できるようなものにしていきたいと考えています。

そこで「調査士カルテMap」上に検討結果をアップし、共有できるようなデータも作成したいと考えています。

現在、研究途中の段階ですが、以下の方法で検討を行ってみたいと考えています。

- ①測量や登記記録の調査など通常業務で行う調査
- ②公図や地積測量図と測量成果の整合性を確認
- ③現在の公図と和紙公図の整合性の確認
- ④③で整合性が取れない場合、役場や公文書館等で公図に類した図面(以下公図類とする)を調査し整合性の取れる図面を見付ける。
- ⑤公図類の作成年月日の調査
- ⑥以前行われた歴史的資料収集の成果から、公図類が作られた時期の属性を確認
- ⑦公図類と航空写真の調整を行い、現地との精度を確認
- ⑧公図類を重要な資料として筆界を特定すべきかの判断
- ⑨表に取りまとめて「調査士カルテMap」にアップ

説明を加えると、①～②又は③は、我々が通常行っている業務に含まれると思います。

「なんで公図と現地がこんなに合わないんだろう」という現場は私もよく経験します。普段は「公図は精度

が悪いもの」と高を括りがちですが、④へと調査を進めていくと、その理由が見えてきます(当然、一概には言えませんが)。その調査の際、⑤を確認しておき、⑥の平成16年から平成18年にかけて各会が収集・取りまとめた資料と付け合わせを行い、その公図類が作成された時代は、その地域で公図類の作り直しが行われた時期の前か後かを主に確認します。⑥まで行くと、現在その地域で使用されている公図が更正図なのか、地租改正地引絵図を地押調査で援用したものなのか、またはそれ以外の何かなのかが見えてくるのではないのでしょうか。その後⑦、⑧を行い、本当に「公図は精度が悪いもの」と言えるのか考えてみたいと思います。⑨で取りまとめを行う表は、まだ原案ができたところで、調整をしてから発表したいと考えています。

この手法で地図の精度を判定するためには、明治期の地図の歴史が頭に入っている必要があるため、この作業を繰り返すことによって、自分たちが扱っている公図の性格について、知識を深めることができるようになるのではないのでしょうか？

当会において平成16年から平成18年にまとめられた資料には、上記の検証をするために必要な事項が概ね載っており、スムーズな検証が可能と考えていますが、更に煮詰めた上で論文として成果をまとめたいと考えています。

最後に調査士法25条2項を記載します。

調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

フィックスMAP ＜新たな「公図」の提案＞

研究員 早渡 正伸

1 はじめに

土地境界を記録した図面は、登記所に備え付けられた「公図」がある。「公図」という名称は、俗称にもかかわらず、国民に広く認識され、高い信頼を得て

いる。これは、土地所有者が、公による土地境界の情報管理を期待している現象、と考える。

求められている「公図」は、土地区画の記録情報ではなく、土地境界の現地復元能力である。現地復元能力のない「公図」は、時代とともに取り残され、期待される信頼がなくなる。土地境界の実務専門家として、「公図」の課題を整理し、新たな土地境界の管理システムを提案する。

2 「公図」の課題

(1) 地図整備

現在の登記所には、課税制度の「公図」と、表示登記制度の「公図」が存在している。課税制度の「公図」は、課税する土地と面積の特定を目的とする図面であり、不動産登記法(平成16年法律第123号)の「地図に準ずる図面」になる。これに対して、表示登記制度の「公図」は、土地区画の現地特定を目的とする図面であり、不動産登記法の「地図」になる。このため、異なる制度の「公図」は、情報の内容が大きく異なっていることを認識して、使用しなくてはならない。

国は、課税制度の「公図」を解消するため、表示登記制度の地図整備を実施している。しかし地図整備は、土地に対する権利意識が高くなってきたこと、土地境界の確認作業に時間がかかること、実施区域がより困難な地域に移行していること、などの原因で完成が遅れている。そのため登記所の「公図」は、課税制度からの脱却ができていない。

国土交通省の資料(資料1)によると、表示登記制度の登記所備付地図は、「公図」総数の約56%とされている。しかし、国土の35.7%である国公有地は、表示登記制度から除外され、地図整備の対象となっていない。そのため、国土全体の地図整備は、計画すらない厳しい状態が続いている。

【参考】登記所備付けの図面の現状(H30年4月1日現在) 国土交通省

○ 登記所備付けの図面のうち、不動産登記法第14条第1項の地図の割合は約56%
○ その7割以上は、地籍調査による地籍図である。



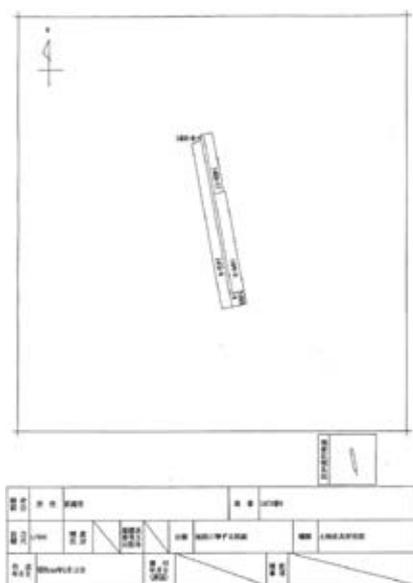
資料1

(2) 分断化

「公図」の作成は、現在も地番区域を単位としている。紙時代の「公図」は、字単位を一枚の和紙図で作成していた。一枚一枚の「公図」の作成手法は、課税制度と表示登記制度の相違と同じように、歴史的な測量技術・地域的慣習・土地境界判断などの違いがあるため、多種多様な「公図」が混在している。

多種多様な「公図」は、接合する隣接「公図」の特定や、接合した土地形状の不一致に常に問題がある。これらの問題は、異なる地番区域の「公図」間だけではなく、同じ地番区域の「公図」内においても、マイラー化や町名範囲変更による分断、新設「公図」による分断、精度の異なる分筆線による分断、などの間で発生している。(資料2)

「公図」は、電磁的記録時代になっても、紙時代の管理方法によって分断された「公図」が増え続けている。複数の分断原因が重なる「公図」は、土地自体の消滅や重複の危険性もあり、後発的な地図混乱地域の原因にもなっている。



資料2 度重なる町名範囲変更で分断された昭和44年作成換地図の一部

(3) 土地境界

平成16年に全面改正した不動産登記法以前、土地境界の理論は、自由に、場合によっては無責任に解釈されていた。全面改正によって「筆界」の定義が明文化した後は、ようやく法による土地境界の理論が整理され、統一した土地境界の管理を可能とした。他方平成16年以前の土地境界は、土地境界の理論が働いておらず、十分な検証による境界判断が必要になる。

土地境界は、法律行為である。公法上の「筆界」は、

登記手続又は判決で確定し、個人が自由にすることはできない。私法上の「所有権界」は、当事者間で自由に確定することはできる。

新たな不動産登記法は、筆界の現地復元能力を、基本三角点等による筆界点座標値とした。この筆界点座標値は、「公図」にはなく、「地積測量図」に存在する。つまり登記簿の土地は、「公図」が土地の位置形状を表示し、「地積測量図」が筆界点座標値を表示していることになる。このため、筆界点座標値が整備されていない「公図」は、現地復元能力が弱い図面となる。

筆界点座標値で電磁的記録された「公図」は、以後の「地積測量図」の筆界点座標値で更新していくため、情報が劣化することがない、と考えられた。しかし土地境界は、地殻変動や測定誤差などの影響を受け、常に揺れ動いている。このため、長期の筆界点座標値の管理は、新たに相対的位置修正を考慮した共通する測定情報も整備すべき、と考える。

3 フィックスMAP

(1) 理想的「公図」

理想的な「公図」とは、土地の筆界点座標値が管理できる、つなぎ目のない情報群、と考える。筆界点座標値は、登記された土地境界の現地復元能力のある世界測地系座標値である。つなぎ目のない情報群は、隣接する土地形状が常に確認できる情報である。

「公図」に関する①地図整備、②分断化、③土地境界の課題は、多種多様な「地積測量図」や「公図」などを配置して作成した素図、(仮称)フィックス(FIX)MAPが有効である、と提案する。

(2) フィックスMAP

フィックスMAPの土台は、つなぎ目のない世界測地系座標値がある画像(空中写真・地形図など)である。フィックスMAPは、その情報の上に、筆界点座標値のある土地区画を固定し、その他の土地形状をベクター情報として画像に従って配置した図である。

フィックスMAPの発想は、既に似たシステムが多数存在している。多くの土地を管理する市町村役場や各種団体は、市販ソフトを使い、「公図」の土地形状を空中写真等に重ね、広範囲な土地情報を整理し共有活用している。また「公図」の土地形状と空中写真等の重ね図の研究は、筆界調査の調査図素図などの手法として、調査士の日常業務・法務局の地図作成事業・国交省の地図整備などで、多くの実績がある。

近年は、順天頂衛星システム「みちびき」などの高

精度測位分野、ドローン・3D・オルソ画像などの空中写真分野、地理情報システム・地理院地図などの地図情報処理分野で日々技術が躍進している。ゆえに、フィックスMAPの実現化は整っている、と考える。

(3) 作成作業

フィックスMAPの作成は、3つの作業が必要になる。最初に、フィックスMAPの世界測地系座標値に従って、「地積測量図」の筆界点座標値と筆界線を固定する。次に、フィックスMAPの画像(空中写真・地形図など)に従って、「地図」及び「地積測量図」又は「申告図」の歪みの少ない土地形状をベクター化して配置し、その後筆界点座標値と整合修正させる。最後に、フィックスMAPの画像に従って、「地図に準ずる図面」の歪みの多い土地形状をベクター化して修正配置し、その後配置済みの土地形状と整合修正する。

フィックスMAP作成の要は、歪の多い「地図に準ずる図面」の修正配置の手法である。この修正配置は、最新の技術を駆使して、土地境界の実務専門者の「公図」の知見と、法律に従った土地境界理論による判断で実施される。

4 おわりに

初期のフィックスMAPは、完成された「公図」ではない。しかしフィックスMAPの最大の特徴は、新たな筆界点座標値の更新によって、無駄なく精度の高い「公図」に近づいて成長していくことである。

フィックスMAPのイメージや管理運用は、研究員田原浩之の研究文を参照願いたい。

法務省地図管理システムの改善とその運用方法について

研究員 田原 浩之

1 はじめに

法務局に備え付けられている公図は地租改正による地籍図から始まり、税務署を経由し土地台帳附属地図(以下「公図」という。)へと変化している。

その後、国土調査、土地改良、区画整理等の事業

により、その地区の公図の全部又は一部が閉鎖され、新しい地図が備え付けられることとなる。

また、公図に分筆、合筆を繰り返したり、それにより、公図を新たに作成した後に字名変更を行うことにより、隣接関係が不明確になっている公図が多数存在する。

法務省では、これらの地図は、公図の左上と右下に公共座標を与え、おおよその位置が解るように管理しているというが、それを国民が目にすることはできない。

法務局に行って、住宅地図上のこの土地の公図を出してくれと言っても所在、地番を調べてから申請書を出してくださいと言われる。

これで本当に土地を管理しているといえるのだろうか、はなはだ疑問である。

そこで、地形図や航空写真上から土地の形状と地番が確認でき、そこから公図、登記情報、地積測量図等が取得でき、土地の形状の更新もできるシステムを提案したいと考えた訳である。

2 管理システムの構築

(1) フィックスMAP

平成12年度に不動産登記法第17条(現在は第14条)地図作成作業を担当した時に、都市計画図(1/2,500)をベースに公図(1/600)を重ね合わせ、官民境や民々境の筆界案を調整した調査図素図を作成したことがある。その経験から、もっと精度の良い地形図をベースにすれば、ある程度の精度のある地図が速く簡単に作成できるのではないかと考えた。

平成12年当時、全国の土地家屋調査士の有志が集まり、GISによる地図管理の研究をしていたJOネットワークという組織があったが、そこで考えられていた「インデックスMAP」と考え方はほぼ同じであるが、現在「インデックスMAP」は商標登録されているので、私の方は「フィックスMAP」と名乗ることとした。

私の考えるフィックスMAPは地形図(航空写真等)の上に公図をベースとした地図を、現地の境界に合うように調整したものが第1段階と考えている。

フィックスMAPの地番をクリックすると、その登記情報が表示されたり、地積測量図等があれば、その図面が表示される。

従来の公図等に代わる物ではなく、この場所のこの土地の所在や地番を明確にすることが目的である。

なぜこのような地図が必要なのかは、最後に記載する。

第2段階としては、座標法による地積測量図により境界情報を更新させていく。



地積測量図には境界標の写真もリンクさせておけば、その当時の境界標の状況が解るため、亡失したのか、地中に埋もれたのか等の判断がしやすくなる。

(2) フィックスMAPの作成

第1段階の地図の作成方法(案)を解説すると、まず背景にする地形図を航空写真で、1/500レベルで作成する。

次に公図を任意に張り付け、拡大、縮小等を行い、現地との整合性を図る。

資料では1/500の航空写真がないため、都市計画図(1/2,500)を1/500に拡大して説明する。また、福島公図の精度を確認してもらうため、あえて公図の伸縮のみで重ねている。(赤線は地積測量図)



次に、公共座標による地積測量図を重ねていく。

この地積測量図を基に、公図を変形、調整する。

この作業に当たり、基本的に地形図と住宅地図及び登記情報等により、現地の形状と所有者等を確認し、フィックスMAPを作成していくのであるが、公図等では判断できない場合には、現地調査が必要になると考える。

第1段階の地図に関しては、各市町村で作成されているものもあるため、何らかの方法で、その地図



を利用してもらうか、NTT空間情報では市街地は1/2,500、山間部は1/5,000の地図を販売しているので、それを検証したうえで利用可能であればそれを使用することにより、時間と経費削減になると考える。

重要なことは、第1段階の地図を作ることではなく、その後の管理方法が重要である。

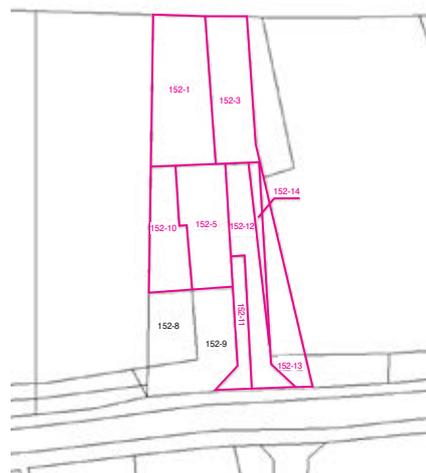
(3) フィックスMAPの更新

第2段階では、管理(更新)になる。

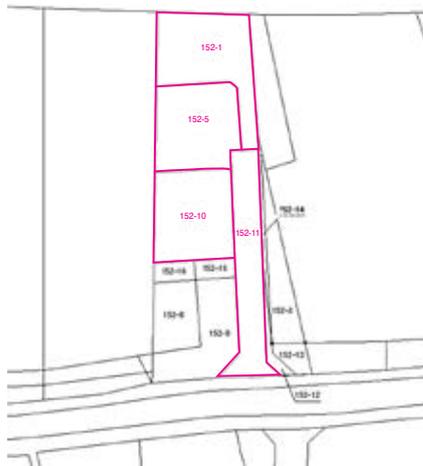
更新は、地積測量図.xmlがよいと考える。

第1段階の地図とは別のレイヤーで重ねるイメージで、それによりフィックスMAPを徐々に変形させ更新していく。

このような方法で、第1段階の地図を調整しつつ、地積測量図のレイヤーを追加することにより更新(管理)していくシステムが有効かつ必要であると考ええる。



(赤色の部分が分筆部分)



(赤色の部分がその後分筆、合筆した部分)

(4) フィックスMAPの運用

フィックスMAPの運用は登記情報提供サービスが最適だと考える。

現在の登記情報提供サービスでは、登記情報の検索手段が所在と地番でしかできない。

登記情報提供サービスにログインし、いきなりフィックスMAPを表示させてもよいのだが、都道府県や市区町村等でエリアを絞った上で表示させた方が目的地にたどり付きやすい。

地番又は一筆地をクリックすると、「土地」or「建物」の選択画面が現れる。

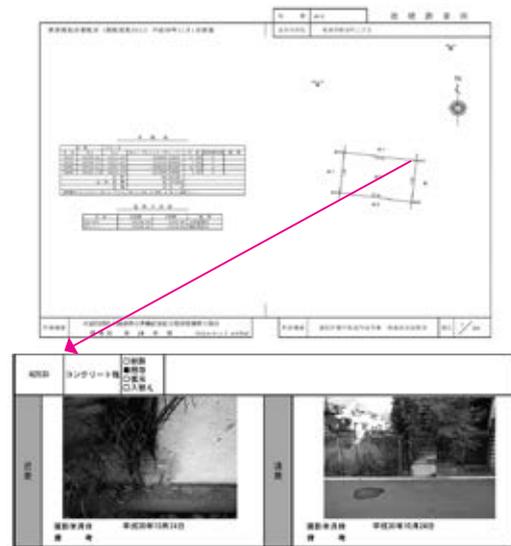
「土地」をクリックすると「全部事項」「所有者事項」「地図」「土地所在図/地積測量図」「地役権図面」の選択画面が表示される。

「地図」をクリックすれば、従来の地図が表示される。

「土地所在図/地積測量図」をクリックすると、「事件の一覧」が表示されるので、必要な事件の地積測量図をクリックする。

ここで、従来の地積測量図はPDFファイルが表示され、ダウンロードする流れになるが、地積測量図.xmlの場合は、その図面が表示される。

その図面上の境界点をクリックすると、境界標の写真が表示される。



ダウンロードした地積測量図.xmlは自分のパソコンで表示できるアプリをあらかじめダウンロードした上で、インストールしてもらえればよいと考える。

(5) フィックスMAPと地積測量図.xmlの必要性

先にも述べているが、公図の更新を紙ベースの考え方で継続するのは無理があり、かつその公図が日本の何処の位置に当たるのかが解らなくなる。

平成21年当時の地積測量図.xmlの登記申請の実証実験によれば、地積測量図.xmlから地図への自動更新が可能であることが報告されている。

しかし、公図の測地系が以前のもの(旧測地系等)であるため、エラーが発生したとの報告がされている。

公図を更新するのではなく、フィックスMAPを更新する方式に変えれば、その問題は解決できる。

フィックスMAPを作成することにより、現在におけるの現地と公図のおおよその位置関係が解りやすくなり、更新することにより、より現地との整合性を高めることが可能である。

地積測量図.xmlの運用により、フィックスMAPの更新の自動化が可能となり、登記官の手間を省くことができる。

地積測量図.xmlにより、その当時の境界標の設置状況が確認できるため、現在の現地での整合性が判断しやすくなる。

国民が、土地の所在、地番の解らない土地の権利関係を調べるのに最適である。

法務省には、是非このフィックスMAP構想を検討していただき、国民に解りやすい情報提供をお願いしたい。

静岡県土地家屋調査士会

静岡会の会館は静岡県静岡市駿河区曲金に平成15年に建設され、JR東静岡駅から500m程度の場所にあります。前回の平成22年の投稿から東静岡駅周辺が整備され、高層マンションや大型ショッピング施設などが建設されたことにより、大きく様変わりしております。会館からは雄大な富士山を眺めることができ、心の拠り所となっております。会館は1階が土地家屋調査士会事務局、2階が公嘱協会事務局となっており、事務室、会議室(セパレート可能)、相談室があります。事務局職員は3名(男性2名、女性1名)が勤務しております。前回投稿時の職員は嶋村文寿職員(男性)・浅田亜紀職員(女性)の2名が現在でも在籍しております。当時は新入りであった二人が、現在では最古参となっているあたり、時の流れを感じずにはられません(容姿はほとんど変わっていません!?)。

一人ずつ簡単に紹介いたします。まず主任の嶋村文寿職員(筆者)は、近年腰痛が癖になりつつあり、肉体改造しようと決めて1年たちますが、結局何もしておりません。アマゾン定期便で届くプロテインが溜まってきております。

浅田亜紀職員は、紅一点で事務局の雰囲気のを和ませてくれる見た目にも性格的にも優しい職員です。何でもテキパキとこなし次々に業務を終わらせていきます。

杵塚剛職員は、猪突猛進で脇目も振らず圧倒的な集中力で硬派に業務をこなしていきます。例えるならまるでスナイパーのようです。

各職員の年齢がそれぞれ1歳ずつしか変わらないこともあり、穏やかな雰囲気の事務局ですが、静岡県土地家屋調査士会の発展に貢献できるよう、事務局一同がんばっていきたくと考えております。

最後に静岡県の魅力を少しだけ紹介いたします。令和2年9月30日現在、静岡県の日本一は283件あります(静岡県公式HP参照)。有名なところでは、「茶」関係や「キハダマグロ」「かつお」「さくらえび」などの漁獲量、B級グルメのB-1グランプリで二度グランプリを獲得した「富士宮やきそば」。ものづくりでは「ピアノ」「プラモデル」の出荷額、「二輪自動車や原動機付自転車」の輸出額など。マイナーなものでは、「コンタクトレンズ支出金額」(事務局全員視力低い!)、「全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会の優勝回数」(令和元年まで全41回のうち24回優勝!強すぎ!!)

など静岡県人でもまず知らないであろうものまであります。観光では、世界遺産の「富士山」「韮山反射炉」に加え、世界一長い木造歩道橋である島田の「蓬莱橋」や日本一長い吊り橋の「三島スカイウォーク」など枚挙にいとまがありません。是非、静岡へお越しの際は、静岡会事務局へ立ち寄っていただくとともに、上述の魅力を味わっていただきたいと思っております。

【静岡県土地家屋調査士会】

〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

TEL: 054-282-0600 FAX: 054-282-0650

E-Mail: info@shizuoka-chosashi.or.jp

URL: <https://www.shizuoka-chosashi.or.jp/>



会館



会館から見える富士山



執務風景

岩手県土地家屋調査士会

日本で一番大きい県である岩手県。その大きさは四国の総面積とほぼ同じで、国内面積の4%を占めるほどです。盛岡市を中心に、周辺市町村には「平泉文化」を代表する歴史・文化が点在しております。沿岸部は三陸と称され、宮古市より南側には日本における代表的なリアス式海岸があり、優れた漁港、港湾にも恵まれております。

岩手県土地家屋調査士会は1950年(昭和25年)12月16日に開催された創立総会により発足いたしました。当時の会員数は183名、盛岡市新庄田中に事務所が置かれました。その後、数度の移転を経て、盛岡市中野一丁目20番地2に岩手県土地家屋調査士会館が建築され、平成4年より現在の事務所が置かれております。

会館は鉄骨造陸屋根3階建、延床面積449.61㎡で、1階に玄関と倉庫・駐車場、2階に本会事務所と会長室、3階には会議室と岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が入居しております。東日本大震災発生後には1階の駐車場が一杯になるほどの救援物資を全国の土地家屋調査士会の皆様から支援していただきました。この場をお借りしまして改めて心より御礼申し上げます。

岩手会の会員数は令和2年10月1日現在、土地家屋調査士会員182名、法人会員6法人となっております。15年前は200名以上いた会員数も年々減少し、ついに発足当時の会員数を下回るようになりました。この流れはこれからも続くことが予想され、今後の課題となっております。

事務局は藤澤職員と小笠原職員の二人体制で執務をしております。本会に立入ることが少ない会員の皆様は、その仕事振りを見る機会は中々ないと思われませんが、会員の皆様が安心して業務に取り組めるよう、執行部と連携を図り、会務運営や会員の皆様へのサポートに日々頑張っております。

【事務局よりひとこと】

会員の皆様には日頃より大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。近くにお越しの際にはご来館お待ちしております。

【岩手県土地家屋調査士会連絡先】

〒020-0816 岩手県盛岡市中野一丁目20番33号

TEL：019-622-1276 FAX：019-622-1281

URL：<http://www.iwate-chosashi.jp/>

E-mail：info@iwate-chosashi.jp



会議室



会館



事務局職員

山口県土地家屋調査士会

山口県は、平安時代に現在の下関市である長門国赤間関壇ノ浦において、源氏と平氏による「壇ノ浦の戦い」があり、武家社会への転換点の舞台となりました。また、初代伊藤博文総理大臣から本年9月に退任された安倍晋三総理大臣まで、全国最多の8人の総理大臣を輩出するなど歴史と文化を豊かに残すところです。

この山口県が長州藩と呼ばれていた頃、藩士であり思想家でもあった吉田松陰先生が「松下村塾」という名の私塾を主宰。その思想は門下生の高杉晋作、伊藤博文、山縣有朋らに受け継がれ、幕末から明治において近代日本をつくりあげる大きな原動力となりました。

「世界文化遺産」にも登録された、木造かわらぶき平家建の「松下村塾」は「土地家屋調査士制度制定70周年記念事業・登記制度創造プロジェクト」の一環として、本年、当会が建物表題登記を行うこととなりました。

所有者である松陰神社のご理解とご協力を得て、幕末当時の姿で今なお現存するこの歴史的な建物は、松陰先生が逝去された10月27日に、令和の山口会の土地家屋調査士の手により無事登記されました。



松下村塾での測量の様子

さて、そんな山口会の事務局は山口市のJR山口駅の構内にある「山口県土地家屋調査士会館」の1階にあります。会館の2階には公嘱協会が、3階には平成30年より行政書士会が入居され、ときおり執務に関する情報交換をしつつ、職員同士で交流しています。

駅の構内にあるという都会的なイメージを持たれるかもませんが、県庁所在地の名を冠するとは思えないほどのどかな駅です。

会館のある山口市中心部は、四方を山に囲まれた盆地であり、研修会や会

議で県内各地から来られた会員さんは口々に「山口暑い!」「山口寒い…」とおっしゃり、どうも夏は暑く冬は寒い、なかなか厳しい気候のようです。

事務局の面積は約55㎡あり、室内はもちろんそれぞれの机も広々としています。

事務局の横には役員室があり、とても便利な造りとなっていますが、このコロナ禍の中、パソコンやカメラ、足元にはLANケーブルが占領し、ウェブ研修の発信場所としてスタジオ化することもあります。



役員室にてウェブ研修を配信中

山口会の会員数は213名で法人数は3法人です。会員の平均年齢はおよそ60歳と各会同様、高齢化への対応が今後の課題となっています。

事務局は正規職員の女性2名です。境界問題解決支援センター、財産管理人支援センター、政治連盟も含め、2人で力を合わせて事務にあたっています。

前述した萩の松下村塾をはじめ、岩国の錦帯橋、美祢の秋芳洞など他にもたくさんの見どころがある山口県です。三方を海に開かれ、豊かな山々があり、下関のふぐ、周防大島のみかんなど海の幸、山の幸も豊富なところ。日常の疲れを癒しに、また山口の味を堪能しに是非山口へお越しください。



会館全景



杉山会長と伊藤事務局長(左)、森下事務局職員(右)

熊本県土地家屋調査士会

事務局紹介

熊本県土地家屋調査士会は、豊かな緑と地下水に恵まれ、街並みにそびえる熊本城を象徴とする県都、熊本市中央区に位置しています。昭和25年に設立し、2回の事務所移転を経て、平成元年に事務所を熊本市中央区渡鹿に構えました。1階は駐車スペース、2階に会議室と事務局、3階には公益社団法人熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と境界情報管理センター室があります。熊本駅から車で20分程度、熊本地方法務局まで車で5分程度の位置にあり、すぐ近くをJR豊肥本線が走っています。

会員数は、令和2年9月30日現在、土地家屋調査士会員275名、土地家屋調査士法人7法人、8支部で構成されています。熊本会事務局は3人体制で運営しており、熊本会の発展に貢献できるよう日々頑張っています。



近況報告

新型コロナウイルスの影響によって、会議や研修会、相談会等が中止となりました。このような状況下、ウェブ会議の導入やオンライン動画を利用した研修会など、新様式に対応した会務を行っています。

2020年は、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の一環として、大きな事業を二つ行いました。

一つ目は、路線バスの背面に制度記念をプリントしたラッピングバスです。現在、4台のラッピングバスが街中を走っています(写真参照)。当会館の前を走るバスの姿をよく目にします。

二つ目は、熊本県北部の山鹿市にある国指定重要文化財の芝居小屋「八千代座」の3D測量(3次元測

量)です。3Dレーザースキャナーやドローンを使い、屋外や屋根裏、奈落などの位置情報を4ミリ間隔で記録しました。災害や劣化による修復の際の貴重なデータになります。後日山鹿市と八千代座にデータを寄贈することになっています。VR画像など観光面での利用も期待されているようです。

最後に…

平成28年熊本地震によって甚大な被害を受けた熊本城の特別見学通路公開が令和2年6月より始まり、場内の天守閣や復旧工事の様子を見ることができるようになりました。

また、10月には熊本地震で寸断されていた国道57号線が開通し、阿蘇へのアクセス道路が復旧しました。新たに整備された北側復旧ルートは、今までの迂回路に比べて、大幅に時間が短縮されます。

熊本にお越しの際は、是非、復興の様子をご覧いただき、熊本会事務局へお気軽にお立ち寄りください。



函館土地家屋調査士会

函館土地家屋調査士会は、北海道の南部(道南地方)に位置しており、北海道渡島総合振興局管内で、函館地方法務局の管轄内に設置されました。

現在会員数は、全国一少なく53名、5支部で構成されています。函館市は札幌市、旭川市に次ぐ北海道第3位の人口(約25万人)を有する市であり、函館といえば観光地として皆さんご存じかと思いますが、平成28年に北海道新幹線が開業し、東京・函館間が約4時間で往来でき、海を隔てた青森には、青函トンネルを通り約1時間で往けるようになりました。

後は、夜景の町、イカの町として知られています。芸能界でも、函館出身のGLAY、管内で北島三郎は有名だと思います。



さて、函館土地家屋調査士会は函館市内で、函館地方法務局の近くにあり平成5年に竣工された3階建てであります。1階は、行政書士会、株式会社岩崎、2階は、函館測量設計業協会、会議室、3階は、函館土地家屋調査士会、函館司法書士会となっております。会館所有については、函館土地家屋調査士会と函館司法書士会の共有物となっております。



事務局職員は、2名体制で、函館土地家屋調査士会、一般社団法人函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務を担当しております。とても心強い事務局職員で、頼りになります。是非、函館に来た際には函館会にお越しいただきたいと思っております。簡単ですが、これで事務局紹介とさせていただきます。



【函館土地家屋調査士会】

〒040-0033 北海道函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階

TEL : 0138-23-7026 FAX : 0138-23-4486

E-mail : hakotyo@iaa.itkeeper.ne.jp

URL : hakotyo.or.jp

第36回

写真コンクール 作品募集

あなたの作品で
会報の表紙を
飾りませんか

メールでの応募も
可能です！

調査士ノ目線部門を
設けました！

連合会及び日調連共済会では親睦事業の一つとして、写真コンクールを下記の要領で開催いたします。

今回は、「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制となりますので、奮ってご応募ください。選外の方にも参加賞がありますので、皆様からのたくさんのご応募お待ちしております。

■ 応募資格

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者
各土地家屋調査士会事務局職員及びその家族
日本土地家屋調査士会連合会事務局職員及びその家族

■ 部門

① 調査士ノ目線部門

(業務の光景等、土地家屋調査士ならでの目線で撮影された写真)

② 自由部門

※両部門とも組写真・加工した写真は不可

■ 応募写真

- ・各部門1人2点まで応募可能です。(両部門へ応募の場合、最多4点まで応募可能です。)
- ・スマートフォンで撮影した写真も応募可能です。

(1) プリントした写真の場合

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたもの)

(2) 電子データの場合

電子データで応募された作品は、審査に当たり、A4サイズに印刷します。色合い等についてはイメージと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 締切日

令和3年2月1日(月) 必着

■ 結果発表

令和3年4月頃の予定です。

また、各土地家屋調査士会の定時総会における表彰を予定しております。

■ 賞 (副賞はいずれも予定です。)

入賞 (10名程度)

- | | |
|----------|-----------|
| ・ 連合会長賞 | 賞状及び賞金5万円 |
| ・ 金賞 | 賞状及び賞金3万円 |
| ・ 銀賞 | 賞状及び賞金2万円 |
| ・ 銅賞 | 賞状及び賞金1万円 |
| ・ は一もに一賞 | 賞状及び賞金1万円 |
- ※インターネット投票の上位作品

入選 (数名) 賞状及び賞金5千円

佳作 (数名) クオカード3,000円分

参加賞 (選外の方) クオカード1,000円分

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部の作品を連合会会報に掲載する予定です。また、一部の作品については、本誌の表紙に使用します。

■ 主催

日本土地家屋調査士連合会
日本土地家屋調査士会連合会共済会

■ 審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏
日本土地家屋調査士会連合会会長
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

■ 応募上の注意

- (1) 未発表の作品に限ります。
- (2) プリント写真での応募において、作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「する」にチェックを入れ、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
- (3) 応募作品の著作権は撮影者にありますが、作品の優先使用権等は主催者に帰属するものとし、主催者が作成する印刷物や刊行物及びウェブサイト等において無償で使用できるものとします（例：本誌の表紙）。
なお、使用の際には、改めてご連絡いたします。
- (4) 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならないようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申出があった場合は、応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- (5) 画像の合成、編集、加工は不可ですが、明るさなど多少の画質補正は可とします。
- (6) 応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- (7) 応募票の個人情報、本コンクール及び(3)においてのみ使用します。

■ 応募方法

(1) プリント写真で応募する場合

写真の裏面に応募票（このページをコピーしてご利用ください。）を貼付の上、次の宛先までお送りください。

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-2-10

土地家屋調査士会館

日本土地家屋調査士会連合会 写真コンクール係

※連合会ウェブサイト「会員の広場」（会員専用サイト）の「日調連共済会」ページに、応募票のWord及びExcelファイルを掲載しておりますので、ご利用ください。

(2) 電子データで応募する場合

①メール

応募票を添付の上、次のメールアドレスまでお送りください。

rengokai@chosashi.or.jp

※メール1通当たりの容量は5MB以内とします。

作品のデータサイズが大きい場合は、データの圧縮やメールの分割により、5MB以内に収めてください。

②CD-R

作品データが入ったCD-Rを、(1)の宛先までお送りください。応募票は、データをCD-Rに添付又は印刷したものを同封してください。

なお、CD-Rは返送いたしかねます。

■ 問合せ

日本土地家屋調査士会連合会 電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

第36回写真コンクール 応募票				
題名			部門	<input type="checkbox"/> 1 (調査士ノ目線部門) <input type="checkbox"/> 2 (自由部門)
フリガナ			所属会	
氏名			登録番号	
住所	<input type="checkbox"/> 事務所/勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	〒		
TEL			メールアドレス	
撮影日時及び場所	西暦 年 月 日 場所		撮影データ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返却希望 (プリント写真のみ)	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	肖像権	<input type="checkbox"/> 確認済み
作品コメント				

- ・住所欄は、審査結果及び副賞等の送付物が届く宛先をご記入ください。
- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄（妻・子等）をご記入ください（例：9999妻）。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください（例：9999補助者）。
- ・土地家屋調査士会等の事務局職員の方は、登録番号欄に事務局職員である旨をご記入ください（例：事務局）。

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 82

宮城会

『測量体験授業サポート』

宮城県土地家屋調査士会 広報部 渋谷 真一

私の所属する宮城会では、毎年、普通高校の生徒を対象に、「測量体験授業サポート」を行っております。

生徒たちには聞きなれない土地家屋調査士という職業の内容を紹介し、我々の行っている測量業務の一部を体験してもらい、少しでもこの職業に関心を持ってもらいたいと思っています。近年、土地家屋調査士の入会人数が減少傾向にあります。この体験授業により、興味を抱いた高校生諸君には将来の土地家屋調査士会を背負っていく人材になってほしいと願っています。

昨今のコロナ禍の状況により、今年の体験授業サポートの開催は危ぶまれていましたが、全ての実習行程を屋外で行うことにより、無事終わることができました。体験授業を行ったのは、宮城県仙台向山高校2年生36名です。彼らを八つのグループに分け、各班に土地家屋調査士を2名ずつ配置し、16名の会員に協力いただきました。

協力いただいた会員には、8台のトータルステーション(TS 最新機種)を提供していただき、会長の挨拶後二つの実習を開始しました。



「会長挨拶」

一つ目の実習は、あらかじめ用意したSIMAデータを用いて生徒には知らせていない図形(8角形)をTSとミラーポールを用いてグラウンドに復元して

もらい、その求積をするというものです。求積方法は生徒に任せ、正解により近い数値を算出しようとするものです。



「初めてのトータルステーション」

デジタル世代の生徒たちは、初めてTSに触れても、自分のスマホを扱うように操作していたのは驚きました。一人の生徒に、「このTSは君の家の自家用車くらいの値段だよ。」と教えたところ、とても驚いており、一同に驚きあっていました(笑)。

出来上がった図形の求積も各班独自の発想(三角形や台形の集合体を作る加算方式、図形を囲む矩形から必要ない部分を除く減算方式、正弦定理等)で



「自動追尾トータルステーション」

行っていました。結果は正解にかなり近い数値が提出されました。またビックリです。

二つ目の実習は、TSの対辺測定の機能を使用し、20 mの距離当てゲームを行いました。

既にTSを使いこなしている生徒たちは2点間距



「距離当てゲーム」

離を測るのはたやすくできましたが、歩測で20 mの距離を導き出すことにはかなり苦労していました。

自分の歩幅を使う者、靴のサイズを使う者、身長を使う者、ただ勘に頼る者、様々な方法で行っていました。しかし偶然としか思えない驚くべき結果が出ました。

以上で、半日で行った測量体験は、天候にも恵まれ、参加した生徒達に好評な結果で終了しました。

今後もこの事業は土地家屋調査士のPR、社会貢献活動の一環として継続していきたいと思います。

手伝いをしてくれた宮城会の土地家屋調査士は、当会で販売しているオリジナルグッズのTシャツ、ポロシャツ、帽子を着用しています。これらには、ロゴマークと「土地家屋調査士」と大きく印字されています。

ひと目で「土地家屋調査士」と分かります。悪いことはできません。

奈良会

『奈良県土地家屋調査士会の広報活動』

奈良県土地家屋調査士会 広報部長 小野 豪

全国の皆様、奈良県へはお越しになったことがおありでしょうか？

私は旅行などで遠方へ出かけると、旅館の仲居さんやバスガイドさん、タクシードライバーさんやスナックのホステスさん等、お会いするその地の方々にも同じ質問をします。

「大阪と京都は行ったことがあるけど、奈良は…」、「清水寺！（それも京都）」、「中学の修学旅行で1回だけ」。奈良といえば大仏さんと鹿、有名人なら聖徳太子。全国の皆様がお持ちの奈良のイメージはだいたいこんなところでしょうか。ちなみに鹿がいるのは奈良公園とその周辺だけです。が、奈良県中に鹿がウロウロしていると思っていた方もおられました。確か北海道のゴルフ場のキャディーさんでしたか…。

奈良県は紀伊半島の真ん中に位置する海なし県で、大阪、京都、和歌山、三重の各府県と接しています。県北西部には奈良盆地(大和平野)が広がり、面積的には県全体の10%ほどに過ぎませんが、県民人口の約85%がそこに住んでいます。それ以外の県東部と南部はおおむね山地となっています。

今年度の奈良会の広報活動ですが、やはりコロナ

禍の下、例年協賛してきた奈良マラソンが中止になる等、大幅に縮小となっている状況です。その中でも何とか開催に漕ぎつけられたのが、不動産表示登記無料相談会と、制度制定70周年記念事業としての「測量体験学習・地上絵づくり」。無料相談会については既に11月号でご報告いたしましたので、今回は周年事業のことを書かせていただきます。

奈良会も、登記制度創造プロジェクトへの参画につき昨年度から検討を進めてきました。中でも有力候補だったのは、国指定の重要文化財、旧奈良監獄を3Dスキャンしようというものです。旧奈良監獄は今後ホテルとしてリニューアルされることとなっており、改装前の姿を3Dデータで残すことは意義があるものと考えました。しかし結局管轄官庁との折り合いがつかず断念。

それならと、あまたある奈良県内の神社仏閣を対象に交渉先を絞り込んでいたところに、コロナの襲来です。こんな状況下でお堂をスキャンさせてください、などお願いできるわけもなく、一時は参加見送りか…という雰囲気にも包まれたものです。

そんな矢先、当会副会長の知人で、奈良市内の小

学校で放課後子ども教室のコーディネーターをされている方から、校庭に大きな絵を描くイベントを開催してほしい、とのお申出を頂きました。かなり以前のことですが、当会は測量設計業協会さんに協賛する形で学校の校庭に実物大の大仏さんを描くイベントに参加したことがあります。副会長がその話をコーディネーターの方にしたところ、「それなら是非ウチの学校でも」となったようです。渡りに船…ではありませんが、これでいこう！ということで、急いで準備に掛かりました。

どうせなら児童が描いた奈良に関する絵を拡大して校庭に復元しよう、ということで子ども教室への下絵の作成依頼、学校やコーディネーターさんとの打合せ、新聞社やテレビ局への打診、協力していただける会員さんの人数確保…大忙しです。現在放課後子ども教室はコロナ対策として2組に分けて活動されているとのこと、それに合わせてこちらも日を置いて2回開催することとしました。当然絵柄も2種類必要です。

子どもたちが描いてくれた絵柄は、1回目はやは

り大仏さん、そして2回目は鹿せんべいを食べている鹿です。どちらも小学校低学年の女の子が描いた、とてもかわいい絵です。大仏さんは前述の実物大では物足りぬ、2倍…いや3倍の大きさにしよう、ということで実物(全高18m)の3倍、54mでいくこととしました。3倍返しだ！

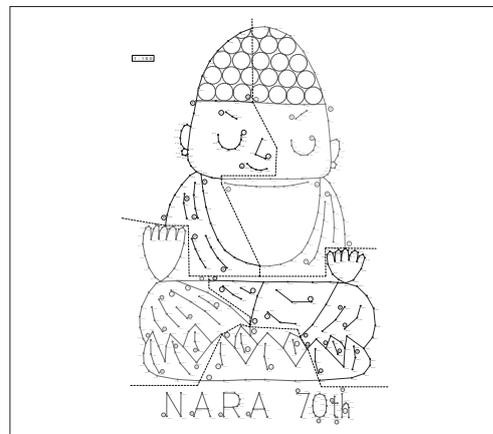
下絵をスキャンし、座標化し、校庭を実測してきて座標変換、54mの大仏さんの座標が出来上がりました。総点数約400点。本番での持ち時間は最大でも1時間半。これを5台のTSで分担して描き進めながら、子供たちにはTS(トータルステーション)をのぞいたり、ミラーを持ったり、指示を出したり…しっかり測量体験もさせていただきます。

1回目の開催日は来週に迫っています。ぶっつけ本番の一発勝負です。果たして見事成功なるか、予期せぬトラブルが発生するか…正直私たちにも分かりません。

事の顛末は来年発行される70周年記念誌にて、どうぞお楽しみに！



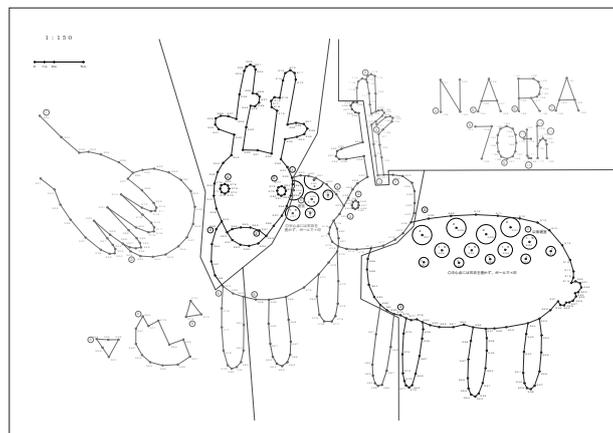
1回目原画



1回目復元点



2回目原画

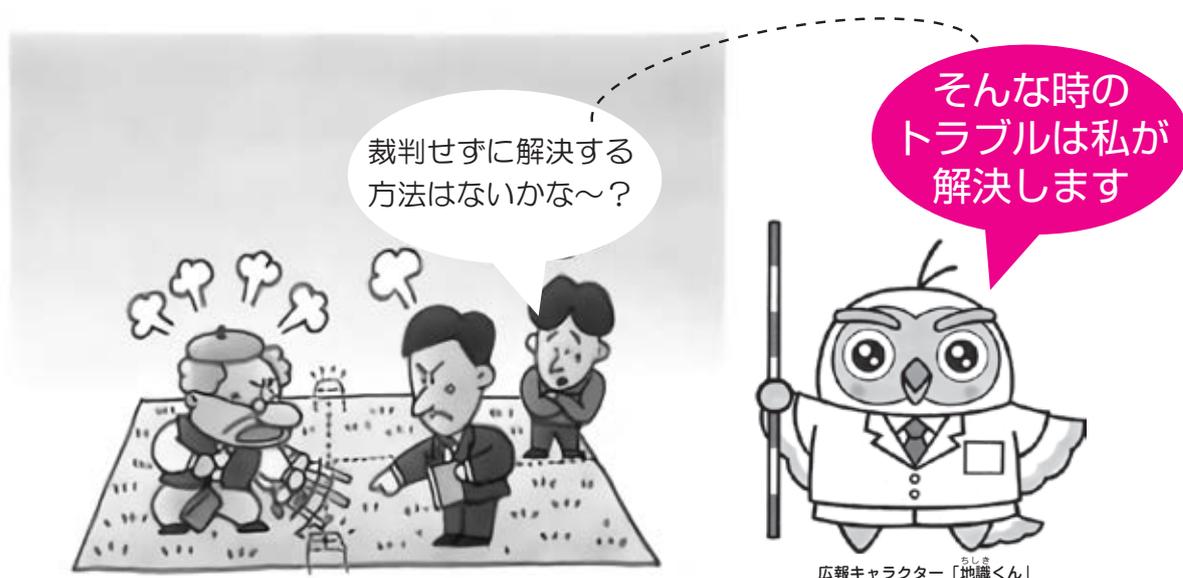


2回目復元点

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



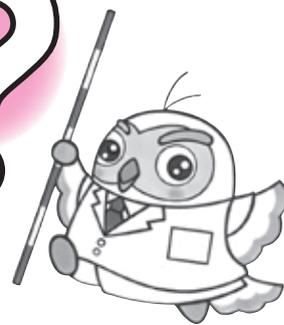
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第16回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法	（2時間）	ADR代理と専門家責任	（2時間）
民法	（3時間）	所有権紛争と民事訴訟	（4時間）
民事訴訟法	（4時間）	筆界確定訴訟の実務	（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第16回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和3年7月9日（金）から11日（日）
- 2 グループ研修：令和3年7月12日（月）から8月19日（木）
- 3 集合研修：令和3年8月20日（金）、21日（土）
- 4 総合講義：令和3年8月22日（日）
- 5 考査：令和3年9月11日（土）



特別研修の受講体験者の声



特別研修のその先へ

鹿児島会 村上猛会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

私は特別研修を修了した後、ADR認定土地家屋調査士として「境界問題相談センターかごしま」にて推進員としてお手伝いをするようになりました。先日、初めて調停の場に運営担当として参加したので、そのことをお伝えしたいと思います。その時の調停は、土地家屋調査士2名と弁護士1名が調停員として、運営委員2名と推進員の私が運営担当として行われました。参加するに当たり守秘義務があることは当然と思っていましたが、到着して誓約書を書いたときは、「運営担当とはいえ厳格なもので襟を正して行わなければいけない。」と改めて気の引き締まる思いがしました。申立人と相手方が到着すると、それぞれ別室にて運営委員及び推進員が調停の説明を行いました。これは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される説明であり、約10分間説明事項を読み上げ聞いていただきました。その後、双方に相手方が同席でよいかを確認し、開始を待ちました。間もなく申立人と相手方に調停員3名を加え、調停が開始されました。調停中の流れで申立人及び相手方が別席を希望したときのために、運営委員は調停が行われている部屋の外で待機します。紛争がこの部屋の中でどのような形になるのか、紛糾するのではないかと、いろいろな考えとても緊張しましたが、調停の場に参加しているのだから前向きであると信じて待機しました。結果は解決への道筋が付き、次回調停へとつながりました。

特別研修の内容は、実際の紛争にとても近いものでありとても参考になります。その知識にプラスして生の現場をたくさん経験し、いずれは調停員として紛争解決の一助となることができればと思っています。

隣接法律専門職として

旭川会 田中寛二会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

平成30年度土地家屋調査士試験に合格、平成31年3月に登録し、実務経験もままならないまま特別研修を受講しました。土地家屋調査士合格前から資格取得後は、ADR認定登録も受けるとの目標を持っていたからです。それは、境界問題等相隣者間の権利関係に関わる土地家屋調査士の業務において、境界紛争とならずとも知識として紛争時の展開を勉強しておくことは、専門家としての幅が必ず違うと思っていたからです。また、現在までの学歴において、憲法や民事訴訟法をはじめとする法律関係の講義を受けた経験がなく、「紛争」「訴訟」などの文字に気後れしていたことや、紛争時の学者や弁護士への思考にも興味があったことなどです。

さて、研修にいざ入ってみると、やはり内容は高度かつ濃密であり、受験勉強時に学習した「時効」や「筆界と所有権界」「調査士倫理」などを中心に、それらを更に深く掘り下げたものでありました。グループ研修及び集合研修は、まさに研修の中核を成すものであり、紛争案件についての申立書・答弁書の作成において、メンバー同士の主体的な成果の作成や集団での討論は、受講動機としていた知識の習得とメンバーそれぞれの多様な捉え方、考え方に驚かされるなど貴重な経験を得られるものでした。

我々北海道ブロックは、東京での受講であり旅費などの面で大変でしたが、研修により得た知識はもちろんのことですが、これからも切磋琢磨し合える仲間との交流や研修後の東京散策・飲み会など、大変有意義な経験ができたと思っています。今後、社会的な要請として、隣接法律専門職としてのより高度な法律知識が必要となることと思います。今回の研修を通じて、一般業務においても紛争予防の観点から、自己研鑽を継続し依頼者の付託に応えられる必要性を感じました。

令和3年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：小論文及び面接 ※小論文・面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2021年2月22日(月)～3月3日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2021年3月18日(木) (3)合格発表日…2021年3月19日(金)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続きを完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL (iBT)® 78点以上、GTEC1260点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL (iBT)® 57点以上、GTEC1050点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以上

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

10月16日
～11月15日

10月

16日

中央更生保護審査会との打合せ(70周年記念シンポジウム関係)

70周年記念シンポジウムにおいて、「法改正！土地家屋調査士の使命」と題する討論に参加いただき、中央更生保護審査会倉吉敬委員長と内容について確認いたしました。倉吉委員長からは、裁判所の判事時代に経験された、土地家屋調査士との接点などをお聞きし、土地家屋調査士への期待の高さをお話しいただけるとのこと、よろしくお願いいたします。

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会について)

第20回法制審議会民法・不動産登記法部会において審議予定の財産管理制度の見直しについて、法務省民事局民事第二課の担当官から説明を受け、意見交換をいたしました。

20日

第20回法制審議会民法・不動産登記法部会

第20回法制審議会民法・不動産登記法部会が開催されました。今回は、財産管理制度の見直しとして、管理不全土地及び管理不全建物に対し、管理人の選任、権限等について議論いたしました。管理命令の要件等について、活発な意見交換がありました。

21日

第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム実行委員会(電子会議出席者あり)

一週間後に迫りました、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムの、当日までの確認事項、各委員及び理事の役割分担等、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)の担当者も含め、最終調整と確認を行いました。新型コロナウイルスへの対応をしっかり行い、記念と記憶に

残るシンポジウムにしたいと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。

第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議出席者あり)

連合会の土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会の皆さんと、シンポジウム開催について確認いたしました。また、その他の記念事業の進捗状況等の確認をいたしました。

26日

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを開催いたしました。新型コロナウイルスの影響で、定員の半分の入場者に絞っての開催でしたが、全国の会長始め多くの関係者の方々の出席をいただきました。「つながる安心とひろがる未来を考える～令和時代、土地家屋調査士の使命～」と題し、今、土地家屋調査士は何をすべきかを考える機会と捉えたシンポジウムでしたが、連合会、全調政連、全公連の三者の協力の下、素晴らしいシンポジウムになりました。ご協力いただいた全ての皆様に改めて感謝いたします。「不動産登記と地図の整備と充実」、「防災減災国土強靱化のためのインフラ整備」、「土地境界管理による境界紛争の未然防止と紛争解決」、「新しい価値観の創造」等に貢献し、法整備、技術革新、まちづくり、社会貢献など、あらゆる場面で土地家屋調査士は、能動的に行動していかなければならないという、「土地家屋調査士70年宣言」をさせていただきました。会員の皆さんと共に積極的に制度のため活動していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

明日の全国会長会議の座長をお願いしている滋賀会の沢弘幸会長と共に、議事運営について、進行方法、議事について確認と意見交換をいたしました。連合会が進めている事業について、丁寧に説

明し、会長の皆様から多くの意見をいただきたいと思っています。

27日

第1回全国会長会議(電子会議出席者あり)

本年度第一回の全国会長会議を開催いたしました。本年度の連合会の取組等を説明し、会長の皆様のご意見、ご要望等いただきました。特に、新設される、土地家屋調査士業務取扱要領や来年度からスタートする会員の義務研修について、活発な議論ができたと思います。ご意見を参考に、連合会の事業執行を積極的に進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

第5回理事会

理事者の休職等につき、審議いたしました。

28日

第2回監査会(業務監査)(電子会議出席者あり)

第2回監査会を行いました。各部の事業執行の進捗状況、予算消化等監事さん方に説明し、ご意見、ご要望等いただきました。新型コロナウイルスの影響がある中、本年度の事業が当初の予定にできるだけ近づけられるよう執行部一同努力いたします。

30日

栃木会土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム第二部パネルディスカッション「終活に対する支援業務」パネリスト事前打合せ

栃木会が12月11日に開催予定の土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムに参加させていただくことになり、事前打合せを行いました。シンポジウムのテーマ「終活に対する土地家屋調査士の支援」に関し意見交換をいたしました。連合会の記念シンポジウムで考えた、今土地家屋調査士は何ができるのかということにもつながるテーマでもあり、非常に興味深く、是非成功につながりたいと思います。橋本伸治会長、栃木会の皆様よりよろしくお願いいたします。

11月

6日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会について)

第21回法制審議会民法・不動産登記法部会にお

いて審議予定の民法の見直しについて、法務省民事局民事第二課の担当官より説明を受け、意見交換をいたしました。今回から、要綱案の作成に向けて議論を整理していく予定とのこと、よろしくお願いたします。

9日

全調政連、全公連との打合せ(政策・予算要望について)

令和3年度の予算・政策要望について、全調政連権名会長、全公連榊原会長を交え意見交換と、要望事項の精査をいたしました。今後、関係機関とも調整し要望事項を決定する予定です。

10日

第21回法制審議会民法・不動産登記法部会

第21回法制審議会民法・不動産登記法部会が開催されました。民法の見直しのうち、「相隣関係」「共有等」「相続等」について要綱案の作成を念頭に議論いたしました。隣地使用権については、土地の所有者は、あらかじめ通知を行うことによって、境界標の調査又は境界に関する測量等必要な範囲内で、隣地を使用することができる、という規律などについて議論いたしました。

12日

法務省民事局民事第二課との打合せ(予算・政策要望について)

令和3年度の予算・政策要望について、連合会からの提案の趣旨を説明するとともに、意見交換をいたしました。

14日

地籍問題研究会第28回定例研究会に出席

第28回定例研究会がオンラインで開催されました。野澤千絵明治大学教授に、「住まいを終活する～住まいのエンディングノートが当たり前となる社会を目指して～」の講演があり、「空き家問題に対応する土地家屋調査士の現状」と題しパネルディスカッションを行いました。空き家問題は、結果的に所有者不明土地問題等土地に関する事案となり、我々土地家屋調査士がどのように関わり、解決への提案等できるのかということではないかと感じました。

10月

20日

第1回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

<協議事項>

1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について

21日

第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業のシンポジウムについて

22日

第3回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第16回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第17回以降の特別研修について
- 4 令和3年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同予算(案)について

26日

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

27日

第1回全国会長会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明
 - (1)土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査結果について
 - (2)土地家屋調査士会への助成の在り方について
 - (3)(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領の制定について
 - (4)(仮称)土地家屋調査士業務取扱要領に関する説明会の開催について
 - (5)年次研修について
 - (6)オンラインシステムを利用した各土地家屋調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の規則改訂・実施について

第1回全国会長会議における業務執行状況の監査

第5回理事会

<審議事項>

1 役員の休職に係る対応について

第5回理事会における業務執行状況の監査

28日

第2回監査会(業務監査)

30日

第2回日調連ADRセンター会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 2 「筆界認定の在り方に関する検討会」について
- 3 地籍調査実施中の筆界特定の申請を公嘱協会がその代理を受けた場合の事例について
- 4 オンラインシステムを利用した各土地家屋調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の規則改訂・実施について
- 5 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題への対応について
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について

11月

2日

第3回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度の研究所事業経過及び今後の対応について
- 2 研究所と他団体との交流について
- 3 令和3年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

4日

第6回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 4 令和3年度事業計画(案)及び令和3年度予算(案)について

4日、5日

第5回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 ブロック協議会への助成の在り方について
- 4 土地家屋調査士会への助成の在り方について
- 5 役員以外の者に支払う費用等に関する規則の新設及び諸規則の改廃について
- 6 令和3年度予算(案)の策定方針、財務部における令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 令和2年度における各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 8 令和2年度決算検討リストについて

9日

第1回研究テーマ「国土が抱える問題」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「国土の抱える問題に関する研究」について

9日、10日

第3回社会事業部会

<協議事項>

- 1 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 国土調査法第19条第5項指定申請に関する問題点について
- 3 オンラインシステムを利用した各土地家屋調査士会間のネットワークの活用による遠隔地の紛争解決手続の規則改訂・実施について
- 4 被害家屋認定に関する取組について
- 5 復興事業等に関する打合せの開催について
- 6 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないと思われる事案等の情報について

10日

第1回研究テーマ「歴史的な地図・資料等の地域性」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料の地域性に関する研究」について

10日、11日

第4回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動について
- 2 ウェブ広報の充実について
- 3 伊能図完成200年記念事業について
- 4 「地識くん」の新ポーズについて
- 5 連合会のロゴマークについて
- 6 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 7 社会貢献事業としての活動について
- 8 出前授業に関する意見交換会について
- 9 各土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有について
- 10 会報の編集及び発行に関する事項について
- 11 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
- 12 国際的な視野での業務環境に関する情報収集について
- 13 災害への対応と災害復興のための情報収集について
- 14 令和3年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について

15 情報発信の方法について

第2回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 登記所備付地図の作成及び整備について
- 3 地籍整備事業の情報収集・啓発について
- 4 地図作成の事例報告を会報に掲載することについて

第2回日調連関係規則等整備PT

11日、12日

第3回総務部会

<協議事項>

- 1 諸規則等の整備について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」について
- 3 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 綱紀に関する担当者会同の開催について
- 6 令和2年度第2回全国会長会議及び令和3年新年賀詞交歓会の運営等について
- 7 2020年東京オリンピック及びパラリンピック開催に係る会議開催等の対応について
- 8 連合会における令和3年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 9 土地家屋調査士会から納入される日本土地家屋調査士会連合会会費の誤納への対応について
- 10 令和3年度の定時総会の開催方法について
- 11 令和3年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 12 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改廃について
- 13 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則の対応について

第3回研修部会

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 年次研修について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則の対応について
- 5 研修体系の確立について
- 6 令和3年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 CPD評価検討委員会及び日司連との連絡協議会の日程について

出前授業に関する意見交換会(電子会議)

政治連盟 我々世代の役割

コロナ禍の中、様々な意見もありましたが日本土地家屋調査士会連合会、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、全国土地家屋調査士政治連盟の三団体が一つになり、10月26日(月)の「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」が成功裏に終わったのであります。

翌27日(火)の全調政連の第1回会長会議後、私は、何とか無事に役割を終え、5時間掛けて東京から鹿児島に帰ってまいりました。

振り返ると、花の都「大東京」に行くようになり15年が経過いたしました。当初は関東の人のあっさりとした気質に驚かされ、また京都での第5回国際地籍シンポジウムの時は大騒ぎでした。私の連合会会報への投稿は、2010年2月号の規則93条騒動、平成地籍整備、筆界特定の時代の「地籍制度への組織対応」以来であります。

時は過ぎても進歩していない私ではありますが、友達は全国にたくさんできました。年末には同い年生まれの関東の面々が、忘年会を開いてくれることを楽しみにしていますが、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できないのかと思うと残念です。

さて、最近地元では、役員をしてくれる若い会員が少なくて困っております。「木を見て森を見ず」になってはいないでしょうか。若い土地家屋調査士の皆様、土地家屋調査士制度のため、役割を得て一緒に活動してほしいと願っております。シンポジウムでは、地元鹿児島宮路和明元衆議院議員が、議員生活の集大成として成し遂げられた「空家対策特別措置法」が大いに役に立っているというお話を聞き、誇らしく感じました。この法律は、平成26年11月21日の衆議院解散間際の同19日に、宮路先生らの議員立法により可決・成立したものです。使命規定を得た我々は、更に能動的、積極的に政治の力を信じて「狭あい道路の解消」の立法化にも期待し、皆で

活動したいと考えております。

朝方、遠近両用メガネが届いたと連絡があり、夕方取りに行きまいりました。帰り路、遠くのD型の月が綺麗にはっきり見えました。私には、これで近くの木も、遠くの森も両方はっきり見えるのでしょうか。まだまだ経験が必要なのでしょうか。

調べてみますと「遠近」は「おちこち」とも読むそうです。意味を時間に転じてみますと、現在から未来までの意味にもなります。大きく言えば、現在から未来までの我々世代の役割と責任は地球温暖化問題です。この事は、誰しものが現在の温暖化した地球を未来の子や孫たちに残したくないと思っているはずで

す。我々政治連盟は、現在をはっきり見つめ、土地家屋調査士制度の未来を見通せる活動を目指しています。

今、「つながる安心とひろがる未来を考える」をテーマにした「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」の成功から見えることは、今回のように、連合会、全公連、全調政連の三団体が、力を合わせて動けば、近い将来「国民生活の安定と向上に資すること」が、更にできるということです。これからの若い会員に、確かで、より良い土地家屋調査士制度を残せるよう、我々世代も役割を果たしていかなければなりません。

最後に、シンポジウムには、遠い所、近い所からもたくさんの方が集まってくれました。政治家の方々も秘書を含め150人近くのご来場がありました。コロナ禍の中、準備をなされた方々は、特に大変なご苦勞をされました。この紙面をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

全国土地家屋調査士政治連盟 副会長 馬場幸二



法令遵守地図機能そして今後の課題

日本土地家屋調査士会連合会理事 研修部次長 松本 嘉明

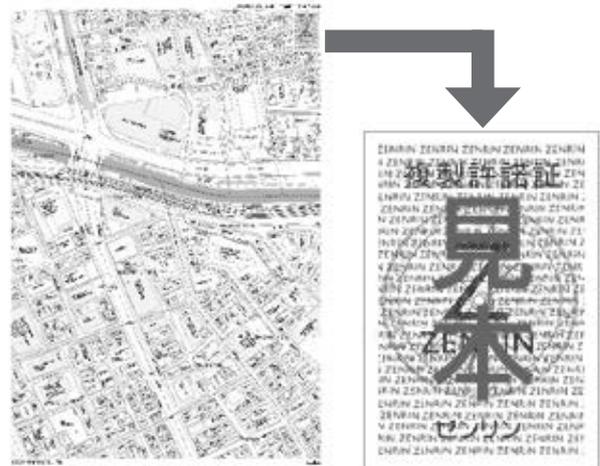
この通信は継続してカルテ Map の機能等についてご案内をしております。各事務所における現場の登録管理、案内図の作成や添付ができる、土地家屋調査士のみが使用できる画期的な情報安全管理システムです。登録後実際に利用された方の解約率は低く、その利便性についてご理解いただいているものと考えております。

調査士カルテ Map はオンラインによる電子データでの地図情報等を提供していることから、常に最新の地図情報を得ることができます。また、オンライン登記申請の調査士報告方式の普及に伴い、添付する地図情報も電磁的記録(PDF)での提供が必需となっており、カルテ Map を利用することで、作業効率が各段に上がります。

例えば、不動産登記規則第93条による調査報告書に住宅地図の添付をしたい場合、書籍による住宅地図のコピーをスキャンして利用することになるでしょう。しかしながら、地図は著作権の対象として保護されており、コピー・印刷・スキャンやホームページ掲載など複製等を利用する場合、法律で定められた例外的な場合を除いて、事前に著作者の許諾を得ることが必要とされておりますので、法令違反になります。

(株)ゼンリンでは複製利用する場合は複製許諾の証しとして発行する「複製許諾証」を地図コピーに貼付して利用するものとされています。これには1利用につき、200円(税別)が必要となり、事前に利用許諾証(シール)を要することとなります。自分で書籍販売されている住宅地図を購入したとしても、コピーして法務局に提出する行為は地図利用における条件違反になります。

「土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にそ



複製許諾証

の業務を行わなければならない。」とされている土地家屋調査士法第2条による「職責」として、無許可による地図利用は看過できません。

調査士カルテ Map はこのような利用機会を想定し、上記見本のように複製許諾証を自動的にPDFデータの中に挿入することができ、何枚利用しても月額料金(3,000円(税別))だけで使うことができます。登記申請への添付情報だけにかかわらず、その他の普段業務でのご利用にも役立ちます。

令和2年は新型コロナウイルスにより世界が渦に巻き込まれ、会員が集まる研修会等も開催することが困難となり、会員相互の情報交換も難しくなりました。そこで、少しでも多くの会員の皆様にこの調査士カルテ Map の魅力に触れていただきたく、10月30日から連合会ホームページ・会員の広場内に紹介動画を掲載させていただきました。「基本編」約10分、「利活用編」約8分のYouTube動画になっております。是非ご都合のよいお時間にご覧ください。

また、今後はお試し無料IDの配付等も検討しておりますので、準備が整い次第ご案内させていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

① 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認ができるだけでなく、業界全体での課題解決や次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の利用方法を紹介

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行います。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務に必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

② 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、地図ベースで自身の扱った情報を蓄積していくことができます。

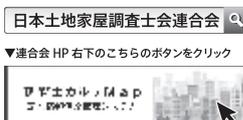
具体的にオススメの利用方法を紹介

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

こちらで公開中 ▶ 調査士カルテ Map アドレス ▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/chosashi2020/>



詳細・お申し込みは、
日本土地家屋調査士会連合会
WEBサイトをご確認ください



【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年10月1日付

神奈川 3148 尾子 伸一
 埼玉 2717 星野 康弘
 愛知 3041 油谷奏一郎
 愛知 3042 大山 慧
 富山 536 瀬戸 一雄
 富山 537 大井 佳彰
 福岡 2360 松石隆一郎
 福岡 2361 吉田ちなつ
 長崎 811 大久保佳紀
 岩手 1179 宮原 瞬
 釧路 354 谷本奈穂美

令和2年10月12日付

埼玉 2718 仲田 幸雄
 岡山 1409 兒島 匡哉
 佐賀 558 牟田 義和
 鹿児島 1114 藤田 幸一
 秋田 1042 佐々木陽樹

令和2年10月20日付

東京 8172 瀧磯 春樹
 鹿児島 1115 中山昇三郎

登録取消し者

平成30年11月4日付

千葉 1550 佐藤 勉

令和2年8月16日付

東京 6277 串田 勉

令和2年9月8日付

埼玉 1505 豊田 幸男

令和2年9月12日付

東京 5272 佐々木精次

令和2年9月15日付

静岡 956 小林 英夫

令和2年9月19日付

大阪 2544 楠木 進
 釧路 321 伊藤 文夫

令和2年9月24日付

大阪 3223 菊地 孝志

令和2年10月1日付

神奈川 2110 飯嶋 宏俊
 埼玉 1590 有安 政雄
 愛知 1538 沢田 和幸
 愛知 1732 成田 憲治
 愛知 1909 林 憲治
 愛知 2544 佐保 克彦
 福岡 1197 井上 知義
 鹿児島 920 益田 博明
 岩手 932 西野 平次

令和2年10月12日付

東京 7949 秋山 竜介
 神奈川 248 鎌田 省一
 埼玉 1845 池田 正二
 千葉 1205 瀧 義明
 千葉 1211 木村幸志郎
 千葉 1571 赤間喜見雄

栃木 436 小栗 誠之
 栃木 539 福田 勝守
 静岡 1386 村松 伊助
 大阪 1108 飯野 修芳
 大阪 2660 先久 隆三
 大阪 3282 小林 覺成
 兵庫 2171 増田 仁志
 兵庫 2445 田中 計機
 岐阜 931 今西 義光
 石川 565 西川 義忠
 鳥取 473 山下 一善
 沖縄 340 比嘉 喜雄
 秋田 778 山田 榮治
 香川 381 宮崎 敏勝
 高知 502 松本 章

令和2年10月20日付

東京 3248 小林 浩一
 東京 6226 佐藤 益國
 埼玉 2683 岩崎 誠
 群馬 754 多胡和二郎
 兵庫 1711 山中 俊昭
 愛知 1201 清水 正明
 山口 909 大來 英明
 鹿児島 968 出水澤明美

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年10月20日付

東京 8026 赤坂 卓

お詫び

本誌11月号(No.766)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

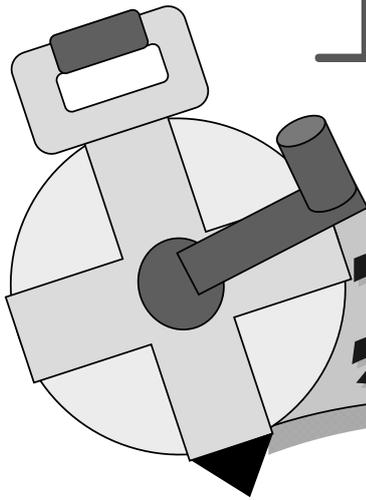
記

(頁)
 表紙(写真キャプション)、2頁

(誤)
 佐々木佳苗

(正)
 木村浩二

土地家屋調査士 賠償責任保険



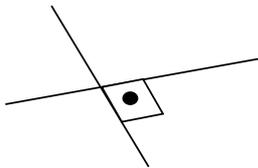
募集中

令和2年4月1日より、施設危険に関する支払限度額を増額するほか、全プランに廃業補償特約を付帯します。



お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイルスに感染し、顧客の個人情報が入りこみ、顧客に損害賠償請求を受けた。



お支払例③

測量中、測量機が転倒し、付近にいた子供が怪我をして所有者である調査士が賠償責任を負った。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しないケースでも見舞金の対象となります。

*ただし、事前に保険会社の同意が必要となります。

保険期間：令和2年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B19-102922 使用期限：2021年4月1日

ちょうさし俳壇

第427回



「除夜の鐘」

深谷健吾

点滴の父に聞こえず除夜の鐘
夜更かしに罰を与へて風邪の神
高殿の高き白壁白障子
棟梁のひと声で解け焚火の輪

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

秋灯下机に重き広辞苑
散りてなほ地を彩りぬ金木犀
部活の子帰ると待ちて秋刀魚焼く
若き医師老軀診察秋うらら

茨城

中原ひそむ

計の旅の列車は北へ深む秋
竹林の揺らめく風はすでに秋
気のおけぬ友は泉下へ鱒雲
満開と言ふ淋しさの酔芙蓉

山形

柏屋

敏秋

トラバース杭を覆ひし柿落葉
健康に感謝して飲む温め酒
虫の声途切れ途切れに旅の夜
山脈の鬩の奥まで蔦紅葉

岐阜

堀越

貞有

地滑りの跡をあらはに山眠る
かと言ひて言ひ訳もせず懐手
生垣の伸び放題や神の留守
百段を登れば海の冬夕焼

今月の作品から

深谷健吾

散りてなほ地を彩りぬ金木犀

島田

操

「金木犀」は、秋の季語「木犀」の傍題。金木犀は、庭木として広く植えられている。高さ、三、四メートル、仲秋のころ甘い香りを漂わせる。橙色の小花を多数つける。尚、白い花が咲くものを銀木犀という。幹の肌の紋様が犀という動物の皮に似ているところから出た名であるといわれる。この木は非常に緻密で堅く、算盤の珠や印鑑の材、家具などに使う。金木犀といえば咲く花が甘くて、強い香りが印象的である。金色に輝く咲く花も美しいが、庭先を散り染めた彩りも見事である。自宅の庭の光景を活写した佳句である。

中原ひそむ

竹林の揺らめく風はすでに秋

「秋」は、暦の上では立秋(八月八日ごろ)から立冬(十一月七日ごろ)前までで、秋は早いといっても、気持ちの上でも炎暑の中に秋の気配を早く感じ取りたい思いがある。また、盆の行事が一般に月遅れの八月十五日前後に行われるので、行事の上の秋は現今でも早い。秋は郷愁にかられる季節でもある。その昔、竹林即ち竹藪は邸内とか、家の近隣にはよくあったものであり、当時の地震対策の緊急避難場所でもあったと聞く。提句は、「風」に焦点を合わせ、竹林の揺れている状況を見て、秋の風を感じたのである。下五の「すでに秋」のフレー

ズの良く効いた郷愁を誘う見事な家事俳句である。

トラバース杭を覆ひし柿落葉

柏屋

敏秋

「柿落葉」は、冬の季語。多彩な色合いをもつ柿落葉には美しさもあるが、風雨によって破れたり、虫くいの穴などもあって侘しさを誘う。柿の木の四季には、柿若葉(春)柿の花(夏)柿(秋)柿落葉(冬)などの季語があり、いずれも美しい色ばかりの季語だ。トラバースとは、広辞苑によるとトラバース測量の略語。提句の眼目は、中七の「杭を覆ひし」だ。測量杭は、測量の命である。それ程に大事なものの。その杭を虫くいもあり、美しくもある柿落葉が覆って、杭を守っている様子の活写だ。柿落葉即ち自然に対する感謝の情景を詠んだ佳句である。

堀越

貞有

生垣の伸び放題や神の留守

「神の留守」は、冬の季語。陰暦十月には日本中の神々が出雲大社にあつまるといふ伝説があり、陰暦十月のことを神無月という。神が村々を留守にする十月を神の留守という。そのころは季節的にも木々が落葉し、なんとなくあたりが寂しい感じのときであり、神域も寂寥としてわびしい感じがする。「生垣の伸び放題や」のフレーズにより、提句の情景がいかに神の留守にふさわしい雰囲気佳句となった。

令和2年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。



旭日 双光章

森 和夫 (香川県土地家屋調査士会)

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
香川会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

土信田 辰雄 (埼玉土地家屋調査士会)

昭和42年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴52年
埼玉会理事、同常任理事を歴任
平成18年法務大臣表彰等、76歳



黄綬褒章

小島 壽三郎 (埼玉土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年
埼玉会理事、同常任理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、73歳



黄綬褒章

貫渡 利行 (奈良県土地家屋調査士会)

平成2年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
奈良会理事、同副会長、同会長歴任
令和元年法務大臣表彰等、64歳



黄綬褒章

加藤 欽一 (栃木県土地家屋調査士会)

昭和61年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
栃木会理事、同副会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、63歳



黄綬褒章

岩下 晴夫 (鹿児島県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
鹿児島会常任理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、72歳



黄綬褒章

奥村 三郎 (富山県土地家屋調査士会)

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
富山会理事、同常任理事を歴任
令和元年法務大臣表彰等、64歳



黄綬褒章

菊池 清次 (茨城県土地家屋調査士会)

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
茨城会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、72歳

※受章者の年令・歴は、令和2年11月3日
発令日現在です。

山口会

「[2020 県内進学・仕事魅力 発信フェアinやまぐち]の報告」

広報部理事 吉村 憲和



『やまぐち』第134号

1. 日時 令和2年2月14日(金)
10:00 ~ 15:00
2. 会場 維新百年記念公園・スポーツ文化センター (山口市)
3. 主催 県内進学・仕事魅力発信フェア実行委員会

県内の高校1・2年生を対象(来場者：約2,000人)に、県内の大学や専門学校の魅力、さらには仕事や県内企業の魅力を伝え、若者の県内定住促進を図る目的で、毎年1回開催されております。

山口県土地家屋調査士会としては、5年連続の参加になり、「仕事紹介ブース」で午前・午後各2

名の計4名が対応致しました。

高校生にとっては馴染みのない職種のためなかなかブースに足を運んでくれず苦戦をしましたが、声掛けなど行い足を運んでもらいました。

来訪した高校生に共通していたことは、「土業、自営業」に興味があって話を聴きに来たということ、「収入」についての質問が必ず

出てきたことです。仕事選びの基準に、働き方(自分の時間の使い方)と収入に重点を置いている人が、調査士の仕事に興味を持っているように感じました。

地道ではありますが、調査士業務の魅力のPRすることが出来たことは、広く世間の人たちに知って理解してもらうためにも大事なことだと感じました。

来訪した高校生の人数

	計(人)	男性(人)	女性(人)
午前	8	6	2
午後	5	5	0
計	13	11	2





読者の皆さま、今年も「土地家屋調査士」をお読みいただき、ありがとうございました。

皆さまからいただく反響が、編集への情報収集の原動力となります。心動かされた記事には、ぜひご意見・ご感想をお寄せください。

会報の作成にご協力いただいた皆さまに心から感謝し、また日調連ウェブサイトも更に充実させ、皆さまへ最新の情報を発信してまいります。そして、くる年は、コロナ禍による涵養期間を経て、新たな時代に即した活動展開ができればと考えております。これからも、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今月はこのあたりで…。また来年、お会いできることを願っております。一年間ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

広報部次長 城戸崎 修(大分会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社